

文 教 厚 生 委 員 会

令和 8 年 6 月 29 日 (月)
10 時 00 分 ~ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】足立委員長、遠藤副委員長、
岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【議 長・委員外議員】

【執行部】江角副市長

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、倉井地域福祉課長、棕木健康医療保険課長、
龍河子ども・子育て支援課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、前本環境課長、木戸総合窓口課長、小林税務課長、
久保資産税課長、道山国スポ・全スポ推進室長

〔教 育 部〕久佐教育長、佐々木教育部長、藤井教育総務課長、山口学校教育課長、
岡田学校教育課学力向上推進室長、猪狩スポーツ振興課長

〔上下水道部〕草刈上下水道部長、右田水道管理課長

【事務局】山崎書記

議 題

1 請願審査

- (1) 請願第 98 号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について (請願事項 3 文教厚生委員会付託分)
- (2) 請願第 99 号 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について
- (3) 請願第 100 号 次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について
- (4) 請願第 101 号 基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について (請願事項 3 文教厚生委員会付託分)
- (5) 請願第 102 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について (請願事項 3 文教厚生委員会付託分)

2 陳情審査

- (1) 陳情第 7 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について

3 議案第 38 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

4 執行部報告事項

- (1) 令和 8 年度浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について 【健康医療保険課】
- (2) 「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」の
制定について 【環境課】
- (3) 令和 7 年度市税収納率について 【税務課】

- (4) 令和8年度個人市民税の当初賦課の状況について 【税務課】
- (5) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会浜田市
準備委員会の設立及び第1回総会の開催について 【国スポ・全スポ推進室】
- (6) 浜田市内県立高校寄宿舎の入寮状況について 【学校教育課】
- (7) 令和7年度 市内中学校卒業生（令和8年3月卒業）の進学状況について 【学校教育課】
- (8) 令和7年度 青少年サポートセンターの利用状況について 【学校教育課】
- (9) 令和8年度 学校別児童生徒数一覧表の訂正について 【学校教育課】
- (10) その他
(配布物)
・浜田市人口状況（R8.2月末～R8.4月末現在） 【総合窓口課】

5 所管事務調査

- (1) 日常生活自立支援事業について 【地域福祉課】
- (2) 保育所（園）の公費負担について 【子ども・子育て支援課】
- (3) 婚姻件数・出生数・パスポート申請者数の推移 【総合窓口課】
- (4) 所得等の推移について 【税務課】
- (5) 新築住宅（持家、借家）建築件数の推移について 【資産税課】
- (6) 各給食センター及び各校で学校給食に常用している塩について 【教育総務課】
- (7) サン・ビレッジ浜田アイススケート場について 【スポーツ振興課】

6 その他

7 地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

8 ぎかいポストに寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

9 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

10 行政視察について（委員間で協議）

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
98	高齢者等の移動支援拡充 および地域公共交通の利 便性向上に関する請願に ついて	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは2人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。

市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。
2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。
3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。

※請願事項1,2は総務委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
99	再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について	国府地区連合自治会 浜田市国府町 684 会長 宮木 竜一	沖田 真治 西田 清久 芦谷 英夫 佐々木 豊治 森谷 公昭	R8. 4. 13
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

浜田市において、再生可能エネルギー発電設備の設置が進む中、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るため、事業者に対し事前協議、住民説明及び適正な維持管理等を義務付ける条例を制定されるよう請願いたします。

【請願理由】

近年、再生可能エネルギーは脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みとして全国的に推進されております。一方で、その設置場所や規模によっては、地域の自然環境、防災機能、生活環境等に影響を及ぼす可能性があり、地域住民の不安や懸念が生じているのも事実であります。

過去には、開発行為に伴う排水対策の不備等により、地域住民や関係産業に影響を及ぼした事例もあり、事前の十分な協議と適切な制度整備の必要性が強く認識されております。

現在、浜田市においてはガイドラインの整備が検討されておりますが、ガイドラインは事業者に対する協力を求める指針にとどまり、法的拘束力を有するものではありません。そのため、事業者に対し確実な履行を求める制度としては限界があります。

一方、県内においても、松江市をはじめ、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定し、地域との調和を図る制度を整備する自治体が存在しております。また、全国の多くの自治体においても、条例による実効性ある制度の整備が進められております。このような状況を踏まえると、浜田市においても、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るためには、条例として明確な根拠を持つ制度を整備することが必要不可欠であります。

よって、浜田市議会におかれましては、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、必要な措置を講じられるよう請願いたします。

【請願事項】

再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るため、実効性ある条例の制定に向けた検討及び必要な措置を講じること。

請 願 文 書 表

受理番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理年月日
100	次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日	
文教厚生委員会				
<p>【趣旨】</p> <p>次世代を担う子どもたちが安全で快適に学ぶ環境づくりは市政の最重要課題です。しかし、小中学校の特別教室（音楽室等）には未だエアコンが設置されておらず、過酷な教育環境を強いられています。また、中学生以上がスケートボード等を安全に楽しめる場所がなく、子ども食堂についても開催頻度が少なく実効性に疑問の声が上がっています。</p> <p>子育て世代包括支援センター、都川まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、長浜まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも要望が多く寄せられたため、以下の事項を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光施設の空調整備等に多額の予算を投じる前に、小中学校の特別教室へのエアコン設置を最優先で進めること。 2. 中学生等がスケートボードやストリートバスケ等のアーバンスポーツを安全に楽しめる専用の施設を公式に整備・提供すること。 3. 子ども食堂について、毎日開催や弁当の活用など、本当に困窮している子どもを継続的に救える実効性のある支援策を検討すること。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
101	基幹産業の持続と若手担 い手育成、深刻な鳥獣被 害対策に関する請願につ いて (請願事項 3 文教厚生委 員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

本市の基幹産業である農林水産業は、高齢化と後継者不足により危機的状況にあります。耕作放棄地の増加や無計画な山林伐採は、イノシシやシカ等の深刻な鳥獣被害の温床となっており、「夜歩くのも怖い」という声も上がっています。また、アユやワタリガニ、素巻きといった100年先に残したい食文化の継承も危ぶまれています。

市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも担い手育成や環境保全を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 看護師支援と同様に、水産高校卒業生に対する「奨学金制度及び免除制度」や、農業の若手担い手に対する大胆な直接支援策を創設すること。
2. イノシシやシカ等の出没を防ぐため、遊休農地のマッチング制度を構築し、実効性のある強力な鳥獣被害対策を徹底すること。
3. 中学校の家庭科室などの施設を市民に柔軟に開放し、地域固有の郷土料理や食文化を次世代に伝承できる環境を整備すること。

※請願事項1、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
102	生活インフラの安全確保 と維持管理の負担軽減に 関する請願について (請願事項 3 文教厚生委 員会付託)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
	文教厚生委員会			

【趣旨】

道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から30年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。
2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。
3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討すること。

※請願事項1は総務委員会、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

浜田市議会議長
渋谷幹雄 様



令和 8 年 5 月 15 日

陳 情 番 号	7
付 託 先 委 員 会	文 教 厚 生 委 員 会
審 査 結 果 等	

公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

【陳情理由】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第 14 条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和 8 年 3 月 16 日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒 1 名と船長 1 名が死亡し、14 名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた XXXXXXXXXX の御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和 8 年 4 月 7 日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について(通知)」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全

確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県あわせて300団体以上確認できます。これらには、高等学校教職員組合だけでなく、一般に小中学校の教職員を含むと考えられる教職員組合系団体も含まれます。教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

**令和8年6月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（文教厚生委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（見出し）</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

目 次

議案第38号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

… 1ページ

現行	改正後（案）
<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第11条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード_____</p> <p>_____（以下「個人番号カード__」という。）の交付を受けた登録者が、当該個人番号カード__を提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、個人番号カード__の交付を受けた登録者は、当該個人番号カード__（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）_____</p> <p>_____第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）に</p>	<p>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第11条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書</u>（以下「個人番号カード<u>等</u>」という。）の交付を受けた登録者が、当該個人番号カード<u>等</u>を提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、個人番号カード<u>等</u>の交付を受けた登録者は、当該個人番号カード<u>等</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>第22条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同</p>

現行	改正後（案）
必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。	じ。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。

令和8年度 浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

本年度の浜田市国民健康保険料について、下記のとおり賦課しましたので報告します。

1 納付義務者（世帯数）〔6月1日現在〕

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
世帯数	6,246世帯	5,988世帯	5,749世帯
前年度比		▲258世帯	▲239世帯
(参考) 被保険者数	8,389人	7,950人	7,486人
前年度比		▲439人	▲464人

※被保険者数は、各年度5月末現在。

2 収納必要額

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
当初予算時 (ア)	677,902,000円	764,807,000円	783,102,000円
当初賦課時 (イ)	786,368,427円	816,179,602円	836,369,497円
差引額 (イ-ア)	108,466,427円	51,372,602円	53,267,497円

※収納必要額＝事業費納付金＋その他の費用－補助金等の収入

3 賦課必要額と当初賦課額の差について

区分	賦課必要額 (A)	当初賦課額 (B)	差額 (B-A)
医療分	585,984,157円	498,759,600円	▲87,224,557円
支援金分	191,667,187円	187,342,700円	▲4,324,487円
医療分＋支援金分	777,651,344円	686,102,300円	▲91,549,044円
介護分	61,004,490円	62,444,200円	1,439,710円
子ども分	18,192,334円	18,627,600円	435,266円
合計	856,848,168円	767,174,100円	▲89,674,068円

※賦課必要額＝収納必要額÷予定収納率

※今年度は国保財政調整基金を7,600万円取崩す予定として料率を決定しております。賦課額は年度途中の加入・脱退や所得判明等があるため、今後増減しますが、最終的に取崩し予定額で収納必要額を満たさない場合は、基金取崩し増額により対応します。

4 通知件数〔6月1日現在〕

区分	件数	割合
普通徴収	口座	4,151件 72.20%
	納付書	1,259件 21.90%
特別徴収	339件 5.90%	
合計	5,749件 100.00%	

(裏面につづく)

5 通知書発送日

令和8年6月12日(金)

※6月15日(月)から6月26日(金)まで、相談窓口を開設しました。

6 国民健康保険料収納率について

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比
現年度	調定額	726,025,600円	699,337,100円	708,313,200円	-
	収入済額	707,187,202円	682,253,189円	689,954,362円	-
	還付未済額	466,200円	491,700円	677,900円	-
	収納率	97.34%	97.49%	97.31%	▲0.17pt
	不納欠損額	324,825円	152,100円	4,500円	-
滞納繰越	調定額	93,482,998円	84,626,122円	73,947,765円	-
	収入済額	13,239,196円	12,600,630円	15,385,149円	-
	還付未済額	0円	10,800円	0円	-
	収納率	14.16%	14.88%	20.81%	5.93pt
	不納欠損額	14,444,553円	15,437,938円	21,113,666円	-
合計	調定額	819,508,598円	783,963,222円	782,260,965円	-
	収入済額	720,426,398円	694,853,819円	705,339,511円	-
	還付未済額	466,200円	502,500円	677,900円	-
	収納率	87.85%	88.57%	90.08%	1.51pt
	不納欠損額	14,769,378円	15,590,038円	21,118,166円	-

「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」 の制定について

1 ガイドラインの趣旨

再エネ発電事業の事業認可については、国の法令に基づき決定されるもので、自治体の条例等で規制しても事業計画を止めることは難しい現状がある。

しかしながら、法令に定めのない部分を補完し、自治体独自の取決めを定めること、より一層の安全安心な開発行為や管理運営を促すこと、地域貢献、地元との協定書の締結を求めることなどは可能である。

このような浜田市の考え方や判断基準を市民や事業者にも早急に示し、太陽光発電事業と地域との調和を図るためにガイドラインを制定する。(R8.7.1 施行)

その後、地域と調和した再エネ発電事業を実現するための条例化を目指す。

<参考> メガソーラー発電事業の手続き

(1) 発電事業（事業認可）

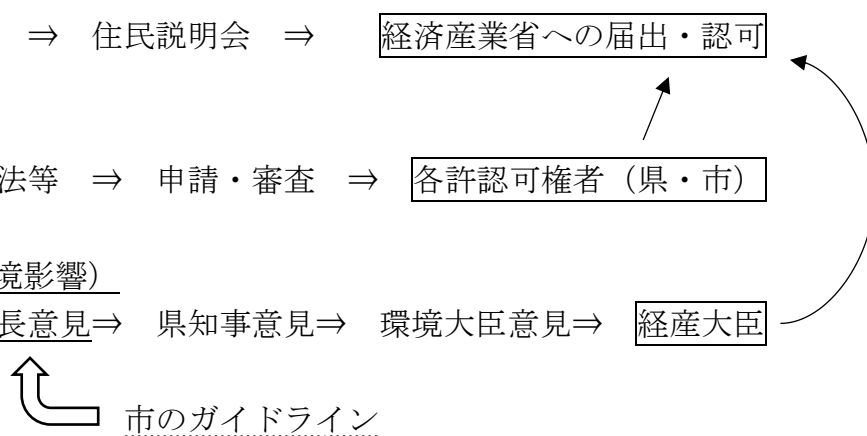
電気事業法・再エネ特措法 ⇒ 住民説明会 ⇒ 経済産業省への届出・認可

(2) 開発行為（施設工事）

農地法・森林法・盛土規制法等 ⇒ 申請・審査 ⇒ 各許認可権者（県・市）

(3) 環境アセスメント（環境影響）

影響調査⇒ 住民意見・市長意見⇒ 県知事意見⇒ 環境大臣意見⇒ 経産大臣



市のガイドライン

2 ガイドラインの主な内容

- (1) 適正な施設整備・管理運営、地域の安全安心と不安解消
- (2) 地元への貢献、地域経済への裨益、エネルギーの地産地消
- (3) 市への事前協議
- (4) 地域住民や配慮施設に事前説明
- (5) 地域住民と協定書の締結
- (6) 抑制区域の設定
- (7) 施設名称に親会社名を冠する、連絡先の看板設置
- (8) 事業変更・終了・譲渡時などの事前説明
- (9) 廃棄費用の計画的な確保
- (10) 市への適合申請（審査・通知）、審査基準26項目
- (11) 市からの助言・提案、現地調査
- (12) 審査結果の公表、国・県への報告

3 浜田市の特色ある規定

- (1) 第2条第2項：蓄電所を加えた。(大型案件が複数予想される)
- (2) 第2条第6項：事業規模を分け地域住民の範囲を細分化。(中規模を50kW以上2,000kW未満で300mとし、大規模を特別高圧2,000kW以上環境アセス規模未満で600mとした。)
- (3) 第3条：適用範囲を電力出力10kW以上としたが、適用除外を屋根置き型・営農型太陽光、系統接続しない蓄電池、公共事業とした。
- (4) 第5、6条：事業者の責務に地元貢献を加え、土地所有者の責務に事業者と同等の責務を明示した。
- (5) 第7条：抑制区域に地域性を加えた。(弥栄町の保護林、市文化財区域、市景観計画重点地区、西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域、棚田百選、上水道の水源に係る取水地点から1km周辺域)
- (6) 第10条：要配慮施設への説明(学校、福祉施設、病院、境内建物)
- (7) 第11、12、13条：地元への貢献、地域経済の循環、エネルギーの地産地消に資する事業内容とした。
- (8) 第14条：地域住民等との協定書の締結を求めた。
- (9) 第15条：施設名に親会社名を日本語で入れる。(資本支配関係にある会社名)
- (10) 第17条：50kW以上事業の定期報告を求めた。(維持管理・運営・積立状況)
- (11) 第18、19条：地位の継承や事業終了のときは、6月以上前に住民と市長に説明する。
- (12) 第22条：市長に適合申請書を提出する。(適合基準26項目の審査)
- (13) 別表：26項目(森林3,000㎡以上伐採しない、雨水流出係数は1以上で想定、住宅から50m離隔、騒音40dB・振動55dB以下、低周波電磁波200マイクロテスラ以下、連絡先明記した看板設置など)で厳しい適合基準を設けた。
- (14) 第22、25条：適合審査結果を公表し、国・県に報告することができる。
- (15) 第22条、附則：環境アセスで市長意見が求められたときは適合申請を求める。

4 条例化へのスケジュール (R8～R9)

内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
議会			意見聴取	→				意見聴取	→			議会提案
住民		意見聴取	→			パブコメ	→					
審議会、本部会				幹事会	本部会			環境審議会		幹事会	本部会	
庁内調整		法令協議			法令協議				法令協議	法令審査会	→	
課内作業	素案作成			草案作成			パブコメ回答	原案作成		条例案	施行規則	手引書

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン（案）

（目的）

第 1 条 このガイドラインは、浜田市の地球温暖化対策の推進、エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を図るとともに、本市における太陽光発電事業や蓄電所運用事業に関し、国や島根県の各種法令や環境指針などに定めるもののほか、その事業を行う者が自然環境の保全や地域住民の安心安全に対して配慮すべき内容や調整すべき項目の目安を定めることにより、事業を行う者による適正な施設整備及び管理運営を促し地域との調和を図ることを目的とします。

（定義）

第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 太陽光発電事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号) 第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とする発電設備を設置し発電する事業
- (2) 蓄電所運用事業 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 1 条第 19 号に規定する電力貯蔵装置を用いて電力系統に接続し電力の貯蔵や供給を行う事業
- (3) 事業者 太陽光発電設備又は蓄電所を設置する者、その設備を管理運営して事業を行う者、及びこれらの者との契約により事業の施工を請け負う全ての者
- (4) 事業区域 事業の用に供する一団の土地（事業に附属する管理施設等の敷地を含む。）の区域
- (5) 土地所有者等 土地所有者、占有者及び管理者
- (6) 地域住民等 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）を根拠とする「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（以下「説明会ガイドライン」という。）に基づき設定した次に掲げる者
 - ア 次に掲げる事業規模の区分に応じ、事業区域の土地境界線からの水平距離が当該各号に定める範囲内の区域（以下「近隣区域」という。）に存する土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者
 - (ア) 小規模 事業による発電出力 50 kW未満の太陽光発電設備又は蓄電所については 100m
 - (イ) 中規模 事業による高圧電力である発電出力 50 kW以上 2,000 kW未満（次号に定める事業に該当するものを除く。）の太陽光発電設備又は蓄電所については 300m
 - (ウ) 大規模 事業による特別高圧電力である発電出力 2,000 kW以上（次号に定める事業に該当するものを除く。）の太陽光発電設備又は蓄電所については 600m
 - (エ) 環境アセス規模 事業による発電のうち環境影響評価法（平成 9 年法律第

81号) (以下「環境アセス」という。) 第2条第2項及び第3項に規定する事業並びに島根県環境影響評価条例(平成11年条例第34号)(以下「県環境アセス」という。) 第2条第2項に該当する太陽光発電設備については1km以内隣区域をその区域に含む町内会・自治会の区域に居住する者
ウ ア及びイに掲げるもののほか、事業の実施に伴い生活環境に多大な影響を受けると市長が認める者

(適用範囲)

第3条 このガイドラインは、電力出力の合計(事業者及び当該事業者と実質的に同一と認められる事業者が複数の事業区域に発電・蓄電施設(以下「事業施設」という。)を設置する場合及び実質的に一体と認められる事業区域に複数の事業施設を設置する場合は、これらの事業施設の出力の合計(以下「総発電出力」という。)が10kW以上の発電設備若しくは蓄電所の新設、増設又は設備更新について適用します。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- (1) 建築物及び営農地へ設置する太陽光発電事業
- (2) 電力系統に接続しない蓄電池事業
- (3) 国及び地方公共団体が行う事業

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとします。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこのガイドライン並びに環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」、経済産業省の「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」、「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守するとともに、自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に十分配慮し、災害発生を抑制し、地域住民等との良好な関係の保持に努めてください。

2 事業者は、前項に定めるほか、地域住民等への地元貢献及び本市の地域経済循環への寄与並びにエネルギーの地産地消に努めてください。

(土地所有者等の責務)

第6条 事業区域の土地所有者等は、適正な土地の管理に努め、事業者の開発行為に係る土地所有者責任を自覚し、事業者とともに事業終了後の原状回復に努めてください。

(抑制区域)

第7条 市長は、特に配慮が必要と認められる次に掲げる区域を、事業の実施を抑制す

べき区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができます。

- (1) 保安林及び保護林の区域（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）及び保護林設定管理要領（平成 27 年林野庁長官通知第 49 号）で指定された森林）
 - (2) 砂防指定地（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）で指定された土地）
 - (3) 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）で指定された区域）
 - (4) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により指定された区域）
 - (5) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）で指定された区域）
 - (6) 河川区域、河川保全区域及び河川予定地（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）で指定された区域）
 - (7) 国や県、市が指定する文化財の存する区域（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、島根県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 6 号）及び浜田市文化財保護条例（平成 17 年条例第 114 号）で指定された文化財が存する区域）
 - (8) 景観計画重点地区（浜田市景観条例（平成 28 年条例第 47 号）で指定された区域）
 - (9) 市内にある国や県が指定する自然公園及び日本の棚田百選の区域（西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域、三隅町室谷の棚田、旭町都川の棚田）
 - (10) 上水道の水源に係る取水地点（島根県知事に提出した浜田市上水道事業認可書に記載した取水地点）から 1 km 周辺域
 - (11) その他市長が特別に適当でないと認めた区域
- 2 事業者は、事業計画を検討する際、事業区域に抑制区域を含まないよう努めてください。
 - 3 事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、次条第 1 項に規定する協議を行う前に当該抑制区域を所管する関係機関と必要な協議を行い許可、認可その他これらに類する処分（以下「許認可等」という。）を得ることができます。
 - 4 市長は、前項で事業者が許認可等を得られる場合は、その区域を抑制区域から除外することができます。

（事前協議）

- 第 8 条 事業者は、第 22 条第 1 項の規定による適合申請書を提出する前に、事業の概要を示した計画書（以下「事業計画書」という。）を用いて市長と協議してください。
- 2 事業者は、事業計画書に次に掲げる書類を添えて協議してください。
 - (1) 事業者の概要（会社概要、事業実績、資本関係等）
 - (2) 事業施設の概要（仕様、規模、運用計画、整備スケジュール等）
 - (3) 事業区域の位置図（施設配置図等）
 - (4) 近隣区域の範囲が分かる図面
 - (5) 現況写真と事業運用開始予想図（モニタージュを含む）

- (6) 維持管理に係る計画書（緊急対応体制を含む）
 - (7) 資金計画書（撤去費用積立計画書を含む）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し必要な提案又は助言することができます。

（地域住民等への説明）

第9条 事業者は、第22条第1項の規定による適合申請書を提出する前に、「説明会ガイドライン」に従い地域住民等に対し事業計画に関する説明会を実施し、その結果を市長に報告してください。ただし、発電出力が10kW以上50kW未満でありかつ第7条の抑制区域に該当しない場合で、事業区域から100m以内の自治会長が説明会を実施する必要がないと認めたときは、文書の交付その他の方法による周知をもって説明会の実施に代えることができます。

- 2 事業者は、前項の規定による説明会又は文書の交付その他の方法による周知（以下「説明会等」という。）の実施における地域住民等からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業計画に対する理解を得ることに努めてください。
- 3 事業者は、質問等が特に多い場合や後日に回答をする場合など必要があるときは、再度説明会を開催して、質問回答書を作成し配布するとともに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答してください。また、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で再度の話し合いの機会を設けてください。

（要配慮施設への説明）

第10条 事業者は、近隣区域に次に掲げる施設（以下「要配慮施設」という。）があるときは、第22条第1項の規定による適合申請書を提出する前に、要配慮施設を管理する者に対して説明を行い、その結果を市長に報告してください。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）で規定する学校）
 - (2) 児童福祉施設及び障害児通所支援事業を行う事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）で規定する施設）
 - (3) 障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う事業所及び地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で規定する施設）
 - (4) 病院、診療所及び助産所（医療法（昭和23年法律第205号）で規定する施設）
 - (5) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）で規定する施設）
 - (6) 介護老人保健施設及び介護医療院（介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する施設）
 - (7) 境内建物（宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法（昭和26年法律第126号）で規定する施設）
- 2 事業者は、説明の実施における要配慮施設を管理する者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業に対する理解を得ることに努めてください。

(地元貢献)

第 11 条 事業者は、本市で実施する事業による事業収益の一部を事業期間中に継続的に還元するなど、地域住民等や地元自治会等に裨益する地元貢献策を検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(地域経済の循環)

第 12 条 事業者は、本市で実施する事業により、地元雇用、事務所設置、地元事業者の活用など、本市の地域経済の循環に寄与する仕組みを検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(エネルギーの地産地消)

第 13 条 事業者は、本市で実施する事業により確保した電気の一部を市民及び市内の電力需要家が消費・活用できるようにするなど、電気の地産地消に寄与する仕組みを検討し、実効性のある事業計画にしてください。

(協定の締結)

第 14 条 事業者は、地域住民等と生活環境の保全に関する内容及び地元貢献策についての協定を締結するよう努めてください。

- 2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者並びに地域住民等に対し必要な助言をすることができます。
- 3 事業者は、第 1 項の協定を締結したときは、当該協定書の写しを市長に提出してください。

(施設名称)

第 15 条 事業者は、当市における事業施設の名称を定めるときは、資本又は実質的に支配関係にある親会社等の名称を入れ、事業者自体を特定できる名称を日本語表記で付してください。

(維持管理)

第 16 条 事業者が事業施設を維持管理するときは、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じないよう、事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理してください。

- 2 事業者は、事故又は災害により事業区域の周辺地域において自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じたとき、又は支障が生じるおそれがあるときは、直ちに状況の確認及び被害の発生防止又は拡大防止のために必要な措置を行い、速やかに市長に報告するとともに、地域住民等に説明してください。
- 3 事業者は、事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、事業施設の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処

理に要する費用を確保してください。

- 4 事業者は、事業施設の事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険に加入してください。
- 5 事業者は、事業施設の常時監視のための体制及び異常発生時の緊急対応のための体制を構築してください。
- 6 事業者は、苦情若しくは紛争が生じたとき、又は事故や災害等が発生したときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じてください。

(定期報告)

第 17 条 事業者は、事業施設（発電出力 50 kW 未満を除く。）の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項を市長に報告してください。

- (1) 前年度の事業区域及び事業施設の維持管理状況
 - (2) 前年度の事業に係る運営状況
 - (3) 前条第 3 項に規定する費用の確保状況
- 2 前項の規定による報告は、事業が終了した後、事業施設の撤去及び廃棄が完了するまで行ってください。

(地位の継承)

第 18 条 事業者が本市における事業の全部を譲渡するなど事業支配親会社が変わった時、又は事業者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた支配親会社又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人（この条において「譲受者等」という。）は、事業者の地位を承継するものとします。

- 2 事業者は、事業の全部を譲渡し、又は合併若しくは分割によりその地位を承継させようとするときは、その地位を承継させる 6 月以上前に、市長に届け出てください。
- 3 事業の相続人は、相続によりその地位を承継した日から 14 日以内に、市長に報告してください。
- 4 譲受者等となる者（相続によりその地位を承継する者を除く。以下同じ。）は、第 2 項の規定による事業者の届出後、譲受者等となる前に、地域住民等に対し地位の承継に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告してください。
- 5 譲受者等となる者は、近隣区域に要配慮施設があるときは、譲受者等となる前に、要配慮施設の管理者に対し地位の承継に関する説明を行い、その結果を市長に報告してください。
- 6 譲受者等となる者は、前 2 項の説明会等の実施における地域住民等又は要配慮施設の管理者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業者の地位を承継する事業に関する理解を得ることに努めてください。

- 7 譲受者等は、事業者が第 14 条の規定による協定を締結していた場合は、当該協定の効力を承継するものとし、譲受者等の名で改めて協定を締結してください。

(事業の終了)

- 第 19 条 事業者は、事業を終了し、事業施設を撤去しようとするときは、事業を終了する 6 月以上前に、市長に届け出てください。
- 2 事業者が前項の届出をするときは、第 16 条第 3 項に規定する費用の積立状況の報告及び事業施設の撤去・廃棄に係る計画書を併せて提出してください。
- 3 事業者は、第 1 項の届出後、事業を終了する前に、地域住民等に事業の終了に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告してください。
- 4 事業者は、事業を終了したときは、事業区域の原状回復に努め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき適切に処理するとともに、事業施設の撤去・廃棄及び原状回復が完了したときは、速やかにその旨を市長に報告してください。
- 5 市長は、前項の規定による報告があったときは、市長が指定する職員に現地確認を行わせます。

(立入調査)

- 第 20 条 市長は、このガイドラインの施行に必要があると認めるときは、市長が指定する職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、その業務の状況若しくは事業施設、その他の区域を調査させ、又は関係者に質問させることができます。ただし、事業区域に立ち入る場合は事業者又は所有者の許可を得ることとします。

(提案及び助言)

- 第 21 条 市長は、このガイドラインの施行に必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう提案又は助言することができます。

(事業計画の適合申請)

- 第 22 条 事業者は、事業計画がこのガイドラインに適合していることを示すため、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書（様式第 1 号、以下「申請書」という。）を第 8 条の事前協議後で着工日の概ね 6 月前の日以前までに市長に提出してください。ただし、環境アセス規模の事業の場合は、計画段階環境配慮書の縦覧の終了日までに市長に提出してください。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、その適否を浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合通知書（様式第 2 号、以下「通知書」という。）により相手方に通知するとともに、その旨を公表することができます。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画の内容が別表の事業規模別の適合を求める項目と照合し、その全ての項目に適合した場合に限

り適合すると認めます。

- 4 環境アセス規模の事業について県知事から市長意見が求められたときは、通知書の内容を県知事に提出する市長意見の参考にします。

(事業計画の変更)

- 第 23 条 事業者は、前条の申請書を提出した後に事業計画の内容を変更するときは、市長と協議するとともに市長が必要と認めたときは、申請書を再度提出してください。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を再度審査し、その適否を通知書により相手方に通知します。

(適合通知書の変更・取消)

- 第 24 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、通知書の内容を変更あるいは取り消すことができます。
- (1) 申請書の内容に偽りや誤りがあったとき及び第 22 条第 3 項の規定による判断に誤りがあったとき。
 - (2) 申請書を提出した後に事業計画を変更し、その内容を市長に協議しなかったとき。

(関係機関への報告)

- 第 25 条 市長は、第 22 条第 2 項の規定による通知を行ったときは、当該通知の事実及び内容を国及び島根県へ報告することができます。

(その他)

- 第 26 条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めます。

附則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行します。

(経過措置)

- 2 このガイドラインは、施行の日以後に初回の説明会等が行われる施設の新設、増設又は設備更新に係る事業について適用します。
- 3 このガイドラインの施行の日前に初回の説明会等を終えた事業については、事業者が任意で申請書を提出することができます。
- 4 過去に申請書を提出していない事業について県知事から環境アセスメントに係る市長意見を求められたときは、事業者に申請書の提出を求めます。

浜田市長 様

申請者 住所

氏名 (代表者)

⑩

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第 22 条に基づき、下記事業について適合申請します。

なお、ガイドライン第 22 項第 2 項の規定により、その通知内容を公表することがあることに同意します。

記

1	事業の名称	
2	事業者	
3	親会社又は主な株主	
4	事業着工予定日	
5	事業内容と規模	
6	事業区域面積	
7	担当部署	
8	担当者氏名	
9	連絡先	Tel E-mail
10	関係書類	1 事業者の概要 (会社概要、事業実績、資本関係等) 2 事業施設の概要 (目的、仕様、規模、運用計画、整備スケジュール等) 3 事業区域の位置図 (施設配置図等) 4 近隣区域の範囲が分かる図面 5 現況写真と事業運用開始予想図 (モニタージュを含む) 6 維持管理に係る計画書 (緊急対応体制を含む) 7 資金計画 (撤去費用積立計画書を含む) 8 住民説明会資料 (要配慮施設を含む説明会資料、議事録) 9 その他市長が必要と認める書類

(裏面あり)

【記入の仕方】下記表の各適合項目に適合する場合は、申請する事業規模に応じて表の□欄に☑をしてください。

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第22条の適合基準

適合を求める項目と内容		適用事業規模			
1. 基本的事項について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(1)	抑制区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	住民説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	配慮施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)	特措法等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)	暴対法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 防災安全対策について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(6)	施設材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)	異常気象		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)	形質変更		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)	緊急体制		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 自然環境との共生について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(10)	景観・光害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11)	森林・植物		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(12)	生態系		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(13)	水質・排水		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 生活環境の保全について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(14)	敷地管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(15)	廃棄物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(16)	騒音・振動		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(17)	低周波電磁波		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 事業の管理運営について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(18)	事業名称	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(19)	親会社	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(20)	表示と連絡先	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(21)	事業変更		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(22)	積立金		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(23)	事業承継		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 地域への裨益について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(24)	地域住民等への貢献		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(25)	地域経済への裨益			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(26)	エネルギーの地産地消				<input type="checkbox"/>

(注意) 適合する場合は、そのことを証する資料を各々添付してください。

様式第 2 号

環 第 号
令和 年 月 日

申請者 様

浜田市長 三 浦 大 紀
(環 境 課)

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合通知書

年 月 日付けで申請がありました浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書の内容を精査した結果、ガイドライン第 22 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

標記申請のあった事業計画については、全ての適合項目と照合した結果、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドラインに適合していることを通知します。

又は、

標記申請のあった事業計画については、全ての適合項目と照合した結果、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドラインには不適合であることを通知します。

その他附帯意見

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第22条の適合基準

			適用事業規模			
1. 基本的事項について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(1)	抑制区域	事業区域に抑制区域が含まれていない。 又は、抑制区域を含むときに該当する許認可権限者との協議が済んでいる。	○	○	○	○
(2)	住民説明	地域住民等への説明会等が終了した。	○	○	○	○
(3)	配慮施設	要配慮施設を管理する者への説明会等が終了した。	○	○	○	○
(4)	特措法等	「電気事業法（昭和39年法律第170号）」及び「再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に定められた基準を満たしている。	○	○	○	○
(5)	暴対法	事業者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に定める暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者でない。	○	○	○	○
2. 防災安全対策について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(6)	施設材料	事業施設を構成する材料の成分（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等）や破損時の成分流出について、国の基準を満たした安全対策がなされている。	○	○	○	○
(7)	異常気象	昨今の異常気象を考慮に入れた事業施設の耐久性や安全性について、国の基準以上の十分な検証と安全対策がなされている。		○	○	○
(8)	形質変更	「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、土地所有者責任を理解した上で、異常気象時への対応や地質も考慮した安全対策がなされている。		○	○	○
(9)	緊急体制	突然の事故や災害が発生したときに、即時に現場に行くことが可能で緊急対応する職員を確保し、親会社を含め責任をもって復旧対応できる体制となっている。		○	○	○
3. 自然環境との共生について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(10)	景観・光害	事業施設の周辺に対しては、太陽光の反射を防ぐ植樹等の目隠しを施すと共に、周辺環境と調和するような外観や色彩にする計画となっている。	○	○	○	○
(11)	森林・植物	希少植物や保護林等の生息域を避けると共に、森林を3,000㎡（都市計画区域で非線引き区域の開発行為申請面積）以上を伐採しない計画となっている。		○	○	○
(12)	生態系	絶滅危惧種とされた動物や鳥類、爬虫類の生息域を避ける計画となっている。		○	○	○
(13)	水質・排水	雨水流出量の算出に用いる流出係数を1.0とし、豪雨時にも対応できる排水施設、調整池、沈砂池等を設けると共に、濁水や水質悪化に対しても十分に配慮された計画となっている。		○	○	○
4. 生活環境の保全について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(14)	敷地管理	事業区域及びその周辺地においては、資材や廃棄物、雑草等の適正な管理及び周辺の自然環境の保全に努める計画となっている。	○	○	○	○
(15)	廃棄物	開発工事、事業活動及び事業終了において排出される廃棄物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理する計画となっている。	○	○	○	○
(16)	騒音・振動	事業施設は住宅から50m以上離隔すると共に、一番近い住宅で測定される騒音を40dB以下、振動を55dB以下となる計画になっている。（騒音規制法、振動規制法より）		○	○	○
(17)	低周波電磁波	事業施設から出る低周波電磁波は、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年省令第52号）」第27条の2で示す基準（200マイクロテスラ）以下である計画となっている。		○	○	○
5. 事業の管理運営について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(18)	事業名称	名称については、事業開発を行う親会社の名称を付し、最終的な責任者が分かる名称となっている。（資本に基いた関係性が理解できる名称）	○	○	○	○
(19)	親会社	親会社が変わるときは、遅滞なく関係者に報告すると共に、最終的な責任関係が分かるよう事業名称の変更を求める計画となっている。	○	○	○	○
(20)	表示と連絡先	事業区域への出入り口には、事業概要を記載した看板を設置すると共に、連絡先を明示し苦情等の対応に誠実に対応する体制が整っている。	○	○	○	○
(21)	事業変更	事業内容を変更するときは、遅滞なく関係者に報告すると共に、既存の協定や地元貢献内容等を維持していくことを約する計画となっている。		○	○	○
(22)	積立金	事業を終了し施設等を撤去するときや会社の倒産等により事業継続が出来ないときに原状回復するために、事業資金とは別に相当額の資金を積み立てる計画となっている。		○	○	○
(23)	事業承継	事業を別の者に相続、譲渡、売却、移管等をする場合、遅滞なく関係者に報告すると共に、既存の協定や地元貢献内容等を維持していくことを約する計画となっている。		○	○	○
6. 地域への裨益について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(24)	地域住民等への貢献	地域住民等の住民活動や日常生活に対して具体的に貢献できる内容を盛り込んだ協定について、地域住民等と締結する計画となっている。		○	○	○
(25)	地域経済への裨益	浜田市地域の経済にとって、地元雇用、事務所設置、地元事業者の活用などの地元経済への波及効果が期待できる計画となっている。			○	○
(26)	エネルギーの地産地消	事業所で発電あるいは使用する電気が、地元でも消費・活用できるようなエネルギーの地産地消となるような計画となっている。				○

令和7年度 市税収納率について（税務課）

令和7年度市税^{※1}の収納率が確定しましたので報告します。

現年度分の収納率は**99.60%**で前年度に比べて**0.03ポイントの減**、滞納繰越分は**16.36%**で前年度に比べて**0.56ポイントの増**、合計は**98.45%**で前年度に比べて**0.08ポイントの減**でした。

令和7年度の主な取組は次のとおりです。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 口座振替の推進 | (5) 預貯金等の財産差押の強化 |
| (2) コンビニ納付 | (6) 徴収指導員（元国税徴収官）による指導 |
| (3) スマホ決済 | (7) 島根県との相互併任制度による共同催告 |
| (4) 夜間の電話催告・訪問臨戸 | (8) デジタル化による事務の効率 |

新たな滞納者をつくらない取組を重点とし、電話催告や臨戸により早期納付を促しました。納付がない場合は徹底した財産調査により預貯金や給与等を差し押え、滞納に充当しました。

令和6年1月からは、預貯金調査の事務負担軽減、調査期間の短縮を目的にオンラインの「預貯金等照会システム」を導入しています。また、令和6年10月からは、電話催告時に連絡が取れなかった場合などに、SMS（ショートメッセージサービス）を配信しています。

その他、生活困窮の滞納者などに対しては、財産などを調査し、滞納処分を執行停止^{※2}しています。

〈市税収納率の推移（令和4年度～令和7年度）〉

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比
現年度分	調定額	7,374,202千円	9,803,777千円	9,794,981千円	9,893,720千円	98,739千円
	収入済額	7,346,189千円	9,767,523千円	9,758,885千円	9,853,969千円	95,084千円
	収納率	99.62%	99.63%	99.63%	99.60%	▲0.03%
	不納欠損額	911千円	1,218千円	612千円	442千円	▲170千円
滞納繰越分	調定額	143,600千円	120,182千円	129,919千円	138,472千円	8,553千円
	収入済額	30,834千円	20,505千円	20,523千円	22,649千円	2,126千円
	収納率	21.47%	17.06%	15.80%	16.36%	0.56%
	不納欠損額	19,656千円	4,718千円	8,325千円	17,150千円	8,825千円
合 計	調定額	7,517,802千円	9,923,959千円	9,924,900千円	10,032,192千円	107,292千円
	収入済額	7,377,023千円	9,788,029千円	9,779,408千円	9,876,618千円	97,210千円
	収納率	98.13%	98.63%	98.53%	98.45%	▲0.08%
	不納欠損額	20,568千円	5,936千円	8,938千円	17,592千円	8,654千円

※1 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税）

※2 地方税法第15条の7第4項に基づき3年間滞納処分を停止した上で、納付資力の改善が見られない場合不納欠損する制度

令和 8 年度 個人市民税の当初賦課の状況について（税務課）

令和 8 年度の当初賦課調定額は、約 23 億 9,600 万円（前年度比 104.23%）となりました。

1 個人市民税の当初賦課の状況

	令和 8 年度	令和 7 年度	増減（R8-R7）	前年度比
当初歳入予算額	2,318,319,000 円	2,280,275,000 円	38,044,000 円	101.67%
当初賦課調定額	2,396,189,731 円	2,298,910,331 円	97,279,400 円	104.23%
給与特別徴収	1,948,051,283 円	1,895,095,363 円	52,955,920 円	102.79%
普通徴収	431,986,784 円	389,840,827 円	42,145,957 円	110.81%
年金特別徴収	16,151,664 円	13,974,141 円	2,177,523 円	115.58%
納税義務者数	25,577 人	26,013 人	▲436 人	98.32%
給与特別徴収	17,245 人	17,745 人	▲500 人	97.18%
普通徴収	7,547 人	7,570 人	▲23 人	99.70%
年金特別徴収	785 人	698 人	87 人	112.46%

※ 普通徴収には、併徴（給与特別徴収と普通徴収の併用）を含みます。

2 当初賦課調定額の主な増減要因

	令和 8 年度	令和 7 年度	調定額への影響
給与所得の増加	給与所得・税率 6% 601 億 1,934 万円	給与所得・税率 6% 595 億 6,634 万円	(+) 約 3,318 万円
公的年金所得の増加	雑所得・税率 6% 83 億 7,807 万円	雑所得・税率 6% 79 億 6,411 万円	(+) 約 2,484 万円
農業所得の増加	農業所得・税率 6% 2 億 8,379 万円	農業所得・税率 6% ▲6,805 万円	(+) 約 2,111 万円
寄附金税額控除の増加 (寄附金税額控除の約 90%がふるさと寄附)	寄附金税額控除 8,475 万円	寄附金税額控除 7,645 万円	(-) 約 830 万円

【参考】浜田市民が申告した「ふるさと寄附（支払額）」の影響額について

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
寄附人数	1,457 人	1,828 人	2,226 人	2,377 人	2,419 人
寄附金額	1 億 1,625 万円	1 億 3,301 万円	1 億 5,141 万円	1 億 6,874 万円	2 億 4,070 万円
寄附金税額控除	5,042 万円	5,982 万円	6,878 万円	7,645 万円	8,475 万円

※ 上記の人数及び金額には、浜田市民が浜田市へ行った「ふるさと寄附」も含まれます。（内訳不明）

3 納税通知書発送日 令和 8 年 6 月 11 日（木）

4 相談窓口開設日程・場所

期間	時間	場所
6 月 15 日(月) ～ 6 月 26 日(金)	午前 9 時 ～ 午後 5 時	本庁舎 2 階 税務課窓口

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
浜田市準備委員会の設立及び第 1 回総会の開催について

1 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会浜田市準備委員会

- (1) 設 立 日 令和 8 年 6 月 2 日
- (2) 委 員 等 別紙 1 のとおり

2 第 1 回総会の主な議案

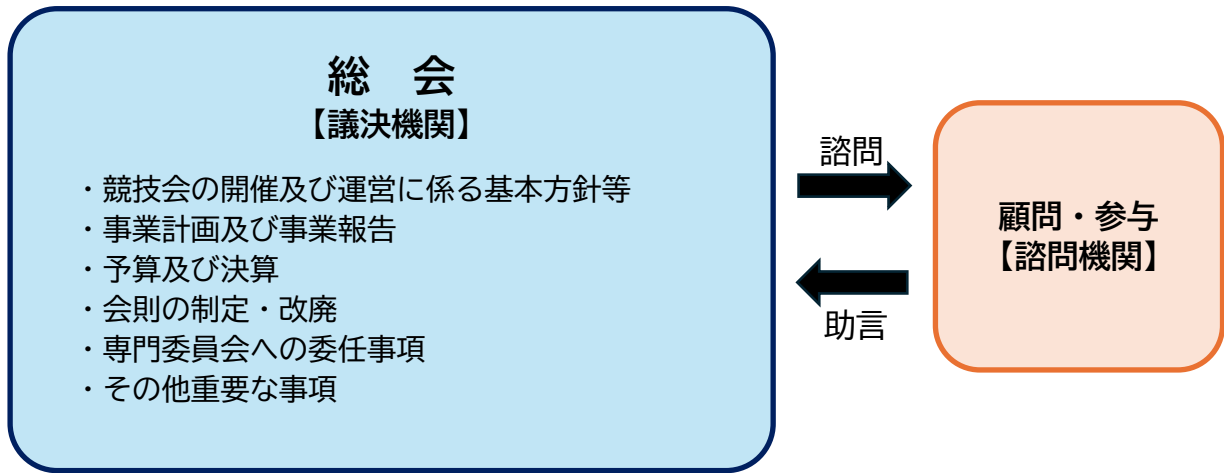
- (1) 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
浜田市開催基本方針の決定
- (2) 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
浜田市開催推進総合計画の決定
- (3) 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
浜田市準備委員会から専門委員会への付託及び委任事項の決定

3 今後の予定

- (1) 専門委員会の設置

名称	付託事項
総務企画	1 総務に関すること 2 企画に関すること 3 財務に関すること 4 広報に関すること 5 市民協働に関すること 6 観光・おもてなしに関すること 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること
競技式典	1 競技に関すること 2 施設に関すること 3 式典に関すること 4 その他競技運営に関すること
宿泊衛生	1 宿泊に関すること 2 医療及び衛生に関すること 3 その他宿泊衛生に関すること
輸送警備	1 輸送、交通及び駐車場に関すること 2 消防防災に関すること 3 警備に関すること 4 その他輸送交通に関すること

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
浜田市準備委員会組織図



第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会浜田市準備委員会委員・役員等

(順不同・敬称略)

役職	選出区分	所属機関・団体	所属機関・団体役職	氏名
会長	市関係	浜田市	市長	三浦大紀
副会長	スポーツ関係	浜田市スポーツ協会	会長	山崎晃
	市議会関係	浜田市議会	議長	澁谷幹雄
	市関係	浜田市	副市長	江角学
浜田市教育委員会		教育長	久佐日佐志	
委員	スポーツ関係	浜田市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	森下眞次
	宿泊・観光・衛生関係	浜田旅館組合	組合長	鶴田英也
		一般社団法人浜田市観光協会	専務理事	岡本好明
	教育・学校関係	浜田市保育連盟	会長	煙艸のぞみ
		浜田市小学校長会	会長	佐藤安治
		浜田市中学校長会	会長	羽柴千晴
		島根県立浜田高等学校	校長	高倉信明
		島根県立浜田商業高等学校	校長	中澤雅美
		島根県立浜田水産高等学校	校長	白井明
		島根県立浜田養護学校	校長	松島大吾
		島根県立浜田ろう学校	校長	菅智津子
		公立大学法人島根県立大学	学長	山下一也
		リハビリテーションカレッジ島根	学校長	岩谷百合雄
	県競技団体	一般社団法人島根県サッカー協会	会長	金築弘
		島根県体操協会	会長	岡本淳
		島根県軟式野球連盟	副会長	須山隆
		島根県ゴルフ協会	会長	竹下三郎
		島根県バレーボール協会	会長	岸本強
		島根県ソフトボール協会	会長	福代秀洋
	市議会関係	浜田市議会 文教厚生委員会	委員長	足立豪
	県国行政	浜田警察署	署長	小谷祥史
		島根県西部県民センター	所長	勝部考子
		浜田県土整備事務所	所長	実原哲也
		浜田保健所	所長	柳樂真佐実
	輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社 浜田統括駅	統括駅長	渡邊高史
		一般社団法人島根県旅客自動車協会 浜田支部	支部長	砂田光
	医療・福祉関係	一般社団法人浜田市医師会	会長	大石和弘
		一般社団法人島根県薬剤師会 浜田支部	支部長	玉井佑典
		公益社団法人島根県看護協会 浜田支部	支部長	津枝忍
		社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	会長	中島良二
	産業・経済関係	浜田商工会議所	会頭	櫛山陽介
		石央商工会	会長	田中昌昭
		一般社団法人浜田青年会議所	理事長	下浦良太
	市民団体関係	浜田地域協議会	委員	佐々木和文
		金城地域協議会	委員	横山孝三
		旭地域協議会	会長	今田康博
		弥栄地域協議会	会長	久谷義美
		三隅地域協議会	委員	永見孔

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会浜田市準備委員会委員・役員等

(順不同・敬称略)

役職	選出区分	所属機関・団体	所属機関・団体役職	氏名
委員	市関係	浜田市	総務部長	山根隆志
		浜田市	地域政策部長	田中健司
		浜田市	健康福祉部長	久保智
		浜田市	産業経済部長	西川正文
		浜田市	都市建設部長	倉本定
		浜田市	教育部長	佐々木俊幸
		浜田市	金城支所長	市原隆志
		浜田市	旭支所長	川合香佳子
		浜田市	弥栄支所長	新開智子
		浜田市	三隅支所長	西谷雅宏
		浜田市消防本部	消防長	赤岸健一
監事	市関係	浜田市	代表監査委員	野上俊文
		浜田市	会計管理者	小松寿興
顧問	県議会議員	島根県議会	議員	大屋俊弘
		島根県議会	議員	須山隆
		島根県議会	議員	岡本淳
参与	報道関係	株式会社朝日新聞社 浜田支局	支局長	高田純一
		株式会社毎日新聞社 松江支局	支局長	小林理
		株式会社中国新聞社 浜田支局	支局長	黒田健太郎
		株式会社読売新聞社 松江支局	支局長	竹内芳朗
		株式会社山陰中央新報社	代表取締役社長	松尾倫男
		日本海テレビジョン放送株式会社	代表取締役社長	小松良徳
		山陰中央テレビジョン放送株式会社 西部支社	支社長	坂本拓也
		株式会社山陰放送	代表取締役社長	坂口吉平
		日本放送協会 松江放送局	局長	皆川信司
		石見ケーブルビジョン株式会社	代表取締役社長	福浜秀利

浜田市内県立高校寄宿舎の入寮状況について

1 令和 8 年度 浜田市共同寄宿舎の入寮状況（令和 8 年度定員：32 人）

寮生 17 人：内訳 浜田高校 17 人、浜田商業高校 0 人、浜田水産高校 0 人、

	人数	市内	県内	県外
1 年生	入寮なし			
2 年生	7 人	0 人	3 人	4 人
3 年生	10 人	0 人	0 人	10 人
合計	17 人	0 人	3 人	14 人
参考_令和 7 年度	28 人	0 人	6 人	22 人
参考_令和 6 年度	22 人	0 人	3 人	19 人

2 令和 8 年度 市内県立高校の入寮状況

(1) 浜田高校（男子）

	全体（男子）				県立寄宿舎（定員 52 人）				浜田市共同寄宿舎（定員 32 人）			
	合計	市内	県内	県外	合計	市内	県内	県外	合計	市内	県内	県外
1 年生	14 人	0 人	8 人	6 人	14 人	0 人	8 人	6 人	入寮なし			
2 年生	14 人	0 人	4 人	10 人	7 人	0 人	1 人	6 人	7 人	0 人	3 人	4 人
3 年生	14 人	0 人	0 人	14 人	4 人	0 人	0 人	4 人	10 人	0 人	0 人	10 人
合計	42 人	0 人	12 人	30 人	25 人	0 人	9 人	16 人	17 人	0 人	3 人	14 人
参考_R7	55 人	2 人	13 人	40 人	27 人	2 人	7 人	18 人	28 人	0 人	6 人	22 人
参考_R6	48 人	2 人	10 人	36 人	26 人	2 人	7 人	17 人	22 人	0 人	3 人	19 人

(2) 浜田高校（女子）

	県立寄宿舎（定員 36 人）				
	合計	市内	県内	県外	水産高校
1 年生	5 人	2 人	2 人	0 人	1 人
2 年生	6 人	0 人	4 人	0 人	2 人
3 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	11 人	2 人	6 人	0 人	3 人
参考_R7	11 人	2 人	7 人	0 人	2 人
参考_R6	10 人	4 人	6 人	0 人	0 人

(3) 浜田水産高校 ※男子のみ

	県立寄宿舎（定員 42 人）			
	合計	市内	県内	県外
1 年生	17 人	1 人	6 人	10 人
2 年生	9 人	1 人	1 人	7 人
3 年生	12 人	0 人	2 人	10 人
合計	38 人	2 人	9 人	27 人
参考_R7	28 人	1 人	5 人	22 人
参考_R6	34 人	0 人	10 人	24 人

※令和 7 年度から浜田高校女子寮に浜田水産高校及び浜田商業高校の生徒を受入開始。令和 8 年度は、水産高校から 1 人（県外）が入寮。

令和7年度 市内中学校卒業生(令和8年3月卒業)の進学状況について

(単位：人)

項目		卒業生計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度 増 ▲ 減	
卒業生計			413	410	408	397	423	26	
(1) 高等学校			393 (95.16)	398 (97.07)	383 (93.87)	386 (97.23)	408 (96.45)	22 (▲ 0.78)	
県内	市内	浜田(普通科)	121	105	98	114	94	▲20	
		浜田(理数科)	13	25	18	16	11	▲5	
		浜田商業	75	80	69	64	59	▲5	
		浜田水産	29	21	33	21	19	▲2	
		合計(A)	238 (57.63)	231 (56.34)	218 (53.43)	215 (54.16)	183 (43.26)	▲32 (▲ 10.89)	
	公立高校	市外	大田		1				
			瀬摩	1		3	2		▲2
			島根中央	6	3	1	4	1	▲3
			矢上	18	16	6	11	8	▲3
			江津	12	16	14	22	16	▲6
			江津工業	11	20	21	19	32	13
			益田	1				3	3
			益田翔陽	7	2	4	6	6	
			津和野	1	1	1	5		▲5
			吉賀	2					
	松江・出雲・隠岐の高校	12	11	5	4	5	1		
	合計	71 (17.19)	70 (17.07)	55 (13.48)	73 (18.39)	71 (16.78)	▲2 (▲ 1.60)		
	私立高校	石見智翠館(江津市)	24	20	24	25	42	17	
		明誠(益田市)	18	11	27	10	24	14	
		益田東(益田市)	3	21	13	20	25	5	
松江・出雲・隠岐の高校		7	3	7	8	8			
合計	52 (12.59)	55 (13.41)	71 (17.40)	63 (15.87)	99 (23.40)	36 (7.54)			
	浜田高校定時制(B)	8	16	14	7	14	7		
県外	国公立高校	2	4	1	2	4	2		
	私立高校	6	4	12	14	22	8		
高专	松江工業高等専門学校	5	8	6	4	4			
	その他の高等専門学校(県外)	1	2	3	2	1	▲1		
通信制		10	8	3	6	10	4		
	うち浜田高校通信制(C)	9	5	1	4	4			
(2) 特別支援学校高等部			14	10	12	10	9	▲1	
	うち浜田養護学校高等部(D)		13	10	9	8	9	1	
(3) 各種学校・専修学校等入学者			1		5		2	2	
(4) 就職・自営者			2		1		1	1	
(5) その他の者			3	2	7	1	3	2	
浜田市内の高等学校等への進学状況 (A)+(B)+(C)+(D)			268 (64.89)	262 (63.90)	242 (59.31)	234 (58.94)	210 (49.65)	▲24 (▲ 9.30)	

(注) 1 () は割合 (%) を示す。

2 この資料は、島根県教育委員会が毎年4月に実施する高等学校入学者数調査により作成した。

令和7年度 青少年サポートセンターの利用状況について

青少年サポートセンターの令和7年度における相談状況等は、以下のとおりです。

【延べ相談件数】

(件)

		学校問題		家庭問題		対人・社会問題		個人問題	非行問題	その他	合計
		不登校		ひきこもり		就労					
令和7年度	20歳未満	165	137	85	61	0	0	153	0	0	403
	20歳以上	1	1	169	133	105	27	832	0	0	1,107
	合計	166	138	254	194	105	27	985	0	0	1,510
令和6年度	20歳未満	148	126	114	108	0	0	123	9	1	395
	20歳以上	0	0	207	203	143	32	910	0	0	1,260
	合計	148	126	321	311	143	32	1,033	9	1	1,655

【延べ相談件数の相談方法の内訳】

(件)

	来所	電話	手紙	訪問	合計
令和7年度	550	555	191	214	1,510
令和6年度	609	574	233	239	1,655

【相談ケース内訳】 (継続して相談されたケース)

(人)

		学校問題		家庭問題		対人・社会問題		個人問題	非行問題	その他	合計	
		不登校		ひきこもり		就労						
令和7年度	20歳未満	小・中学生	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
		高校生	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
		定・通・専・フ	3	2	1	0	0	0	10	0	0	14
		その他	0	0	5	3	0	0	0	0	0	5
	小計	7	6	6	3	0	0	10	0	0	23	
	20歳以上	0	0	10	9	5	2	23	0	0	38	
合計	7	6	16	12	5	2	33	0	0	61		
令和6年度	20歳未満	小・中学生	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4
		高校生	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3
		定・通・専・フ	8	6	0	0	0	0	8	0	0	16
		その他	0	0	7	5	0	0	0	0	0	7
	小計	15	13	7	5	0	0	8	0	0	30	
	20歳以上	0	0	11	9	5	1	26	0	0	42	
合計	15	13	18	14	5	1	34	0	0	72		

(人数の説明)

- ① 令和6年度相談人数 72
- ② 令和6年度末支援終了人数 15
- ③ 令和7年度当初相談対象人数 57 ① - ②
- ④ 令和7年度新規相談人数 4
- ⑤ 令和7年度相談人数 61 ③ + ④
- ⑥ 令和7年度末支援終了人数 9
- ⑦ 令和8年度当初相談対象人数 52 ⑤ - ⑥

(裏面へ続く)

【支援終了者の内訳】

(人)

	転 出	40歳到達	就 労	市外の学 校へ進学	その他	合 計
令和7年度末	1	3	3	1	1	9
令和6年度末	2	0	3	2	8	15

…⑥

…②

※その他は、学校生活が順調で支援の必要が無くなったり、生活が安定していることが確認できたことや、連絡が全く取れなかったこと、家族から支援不要の申し出があったことで、支援を終了とした人数です。

※支援を終了とした場合においても、再度相談があれば支援をします。

【若年無業者の状況】 (実人数)

() は令和7年度中の就労者数

(人)

	相談・支援対象人数			内 ひきこもり			内 ニート		
		継続	新規		継続	新規		継続	新規
20歳未満	5 (0)	5 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20歳以上	20 (0)	19 (0)	1 (0)	9 (0)	9 (0)	0 (0)	11 (0)	10 (0)	1 (0)
合 計	25 (0)	24 (0)	1 (0)	12 (0)	12 (0)	0 (0)	11 (0)	10 (0)	1 (0)

【居場所利用状況】 (延べ人数、延べ回数)

	利用 人数	1日平均 利用人数	利 用 回 数						
			学習	調理	作業	音楽	休憩	相談	計
令和7年度	587	2.43	66	92	371	0	2	86	617
令和6年度	628	2.58	52	74	473	3	0	66	668

令和8年度 学校別児童生徒数一覧表の訂正について

1 小学校

令和8年5月1日 現在

学校名	種別	令和8年度									令和7年度	増減
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特	合計	合計		
原井小	児童数	(3) 28	36	(4) 38	(1) 41	(1) 36	(4) 30	13	222	248	△26	
	学級数	1	2	2	2	2	1	4	[4] 14	13	1	
松原小	児童数	15	(1) 11	(1) 14	16	(3) 17	(1) 16	6	95	99	△4	
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8		
石見小	児童数	(1) 34	(1) 43	(2) 50	(2) 40	(2) 49	(4) 45	12	273	299	△26	
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	[3] 15	15		
美川小	児童数	8	(1) 6	7	10	8	(3) 10	4	53	60	△7	
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8		
周布小	児童数	35	(4) 29	(2) 38	(1) 34	(4) 41	(1) 45	12	234	235	△1	
	学級数	2	1	2	1	2	2	4	[4] 14	13	1	
長浜小	児童数	(1) 24	(5) 35	(4) 32	(3) 38	(2) 40	(1) 41	16	226	235	△9	
	学級数	1	2	1	2	2	2	4	[4] 14	14		
国府小	児童数	(3) 38	(3) 47	(4) 53	(4) 53	(5) 38	(8) 41	27	297	315	△18	
	学級数	2	2	2	2	2	2	6	[6] 18	17	1	
三階小	児童数	43	(1) 29	(3) 35	(1) 32	(1) 36	(2) 31	8	214	205	9	
	学級数	2	1	1	1	2	1	3	[3] 11	10	1	
雲城小	児童数	(2) 12	(1) 17	(2) 16	(3) 22	(3) 21	(3) 31	14	133	136	△3	
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8		
今福小	児童数	3	8	2	6	(3) 6	7	3	35	36	△1	
	学級数	1	1	1		1		1	[1] 5	6	△1	
波佐小	児童数		1	1	1	3	5		11	12	△1	
	学級数		1	1		1			3	3		
旭小	児童数	(1) 14	(1) 9	(1) 11	(1) 15	17	(1) 17	5	88	91	△3	
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	7	1	
弥栄小	児童数	4	(1) 4	(1) 8	4	(1) 7	4	3	34	39	△5	
	学級数	1		1		1		1	[1] 4	5	△1	
三隅小	児童数	20	(2) 18	(1) 29	(2) 29	(1) 26	31	6	159	164	△5	
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	8		
岡見小	児童数	6	(1) 2	6	6	(1) 7	5	2	34	36	△2	
	学級数	1		1		1		2	[2] 5	6	△1	
計	児童数	(11) 284	(22) 295	(25) 340	(18) 347	(27) 352	(28) 359	131	2,108	2,210	△ 102	
	学級数	18	17	19	15	21	15	38	[38] 143	141	2	

※()は特別支援学級に入る児童の外数 []は特別支援学級の学級の内数

※第1学年は30人・2学年は32人学級編制

※第3・4・5・6学年は35人学級編制

※事務職員未配置→波佐小

【参考】 標準学級数（文部科学省基準）・・・1クラス35人
実学級数（少人数学級編制）・・・1クラス1年30人、2年32人、3～6年35人

2 中学校

令和8年5月1日 現在

学校名	令和8年度						令和7年度	増減
	種別	1年	2年	3年	特	合計	合計	
第一中	生徒数	(2) 116	(1) 115	(2) 131	5	367	368	△ 1
	学級数	4	4	4	2	[2] 14	14	
第二中	生徒数	46	(1) 29	(1) 34	2	111	106	5
	学級数	2	1	1	2	[2] 6	6	
第三中	生徒数	(4) 78	(1) 97	(4) 82	9	266	299	△ 33
	学級数	3	3	3	2	[2] 11	12	△ 1
浜田東中	生徒数	(4) 47	(1) 35	(1) 53	6	141	136	5
	学級数	2	1	2	3	[3] 8	10	△ 2
金城中	生徒数	(3) 20	(3) 16	(2) 26	8	70	71	△ 1
	学級数	1	1	1	3	[3] 6	5	1
旭中	生徒数	11	(2) 20	(1) 17	3	51	65	△ 14
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	5	
弥栄中	生徒数	8	7	(1) 4	1	20	20	
	学級数	1	1	1	1	[1] 4	3	1
三隅中	生徒数	(4) 28	(4) 40	(3) 38	11	117	126	△ 9
	学級数	1	2	1	2	[2] 6	7	△ 1
計	生徒数	(17) 354	(13) 359	(15) 385	45	1,143	1,191	△ 48
	学級数	15	14	14	17	[17] 60	62	△ 2

※()は特別支援学級に入る生徒の外数 []は特別支援学級の学級の内数

※第1学年は35人、第2・3学年は38人学級編制(少人数学級編成)

【参考】 標準学級数(文部科学省基準)・・・1クラス1年35人、2～3年40人
実学級数(少人数学級編制)・・・1クラス1年35人、2～3年38人

3 小・中学校全体

令和8年5月1日 現在

区 分		児童生徒数			学級数		
		R7年度	増減	R7年度	増減		
1_小学校	1_通常学級	1,977 人	2,084 人	△ 107 人	105 学級	108 学級	△ 3 学級
	2_特別支援学級	131 人	126 人	5 人	38 学級	33 学級	5 学級
	小 計	2,108 人	2,210 人	△ 102 人	143 学級	141 学級	2 学級
2_中学校	1_通常学級	1,098 人	1,145 人	△ 47 人	43 学級	46 学級	△ 3 学級
	2_特別支援学級	45 人	46 人	△ 1 人	17 学級	16 学級	1 学級
	小 計	1,143 人	1,191 人	△ 48 人	60 学級	62 学級	△ 2 学級
全 体	1_通常学級	3,075 人	3,229 人	△ 154 人	148 学級	154 学級	△ 6 学級
	2_特別支援学級	176 人	172 人	4 人	55 学級	49 学級	6 学級
	合 計	3,251 人	3,401 人	△ 150 人	203 学級	203 学級	0 学級

浜田市人口状況(2月末現在)

令和8年6月29日
文教厚生委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
2月末	22,457	24,140	46,597	305	414	719	22,762	24,554	47,316	48,370
1月末	22,514	24,195	46,709	308	435	743	22,822	24,630	47,452	-
増減	△ 57	△ 55	△ 112	△ 3	△ 21	△ 24	△ 60	△ 76	△ 136	△ 1,054

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	2月末	1月末	増減
日本人	23,983	24,037	△ 54
複数国籍	118	119	△ 1
外国人	548	565	△ 17
合計	24,649	24,721	△ 72

前年比 24,894 - △ 245

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	2月末	1月末	増減	2月末	1月末	増減
浜田	35,349	35,446	△ 97	18,412	18,451	△ 39
金城	3,651	3,670	△ 19	1,788	1,802	△ 14
旭	2,285	2,293	△ 8	1,217	1,225	△ 8
弥栄	1,019	1,027	△ 8	603	608	△ 5
三隅	5,012	5,016	△ 4	2,629	2,635	△ 6

4.異動事由別増減(2月1日~28日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	83		2	11	96		155	1	76	232	

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 △3 転出等 80 出生 △13 死亡 △7)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月まで累計	前年差	合計
		令和7年度	転入等	425	93	78	98	72	78	69	59	94	88	85		1,239
	転出等	339	116	107	97	110	87	64	92	83	76	156		1,327	20	1,327
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	1	△ 38	△ 9	5	△ 33	11	12	△ 71	0	△ 88	△ 11	△ 88
	出生	20	19	16	11	18	21	15	7	12	24	11		174	△ 49	174
	死亡	77	88	66	63	70	69	73	66	87	83	76		818	△ 54	818
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	△ 52	△ 52	△ 48	△ 58	△ 59	△ 75	△ 59	△ 65	0	△ 644	5	△ 644
	①+②	29	△ 92	△ 79	△ 51	△ 90	△ 57	△ 53	△ 92	△ 64	△ 47	△ 136	0	△ 732	△ 6	△ 732
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	1,230	△ 133	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	1,307	△ 121	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	△ 77	△ 12	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	223	3	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	872	62	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 649	△ 59	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 726	△ 71	△ 1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	1,363	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	1,428	--	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	△ 65	--	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	220	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	810	--	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 590	--	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 655	--	△ 1,034

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(3月末現在)

令和8年6月29日
 文教厚生委員会資料
 市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
3月末	22,302	23,967	46,269	319	435	754	22,621	24,402	47,023	48,048
2月末	22,457	24,140	46,597	305	414	719	22,762	24,554	47,316	-
増減	△ 155	△ 173	△ 328	14	21	35	△ 141	△ 152	△ 293	△ 1,025

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	3月末	2月末	増減
日本人	23,922	23,983	△ 61
複数国籍	120	118	2
外国人	574	548	26
合計	24,616	24,649	△ 33
前年比	24,816	-	△ 200

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	3月末	2月末	増減	3月末	2月末	増減
浜田	35,085	35,349	△ 264	18,374	18,412	△ 38
金城	3,640	3,651	△ 11	1,784	1,788	△ 4
旭	2,270	2,285	△ 15	1,211	1,217	△ 6
弥栄	1,015	1,019	△ 4	605	603	2
三隅	5,013	5,012	1	2,642	2,629	13

4.異動事由別増減(3月1日~31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	345		9	20	374		588	1		78	667

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 269 転出等 433 出生 9 死亡 2)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月まで累計	前年差	合計
		令和7年度	転入等	425	93	78	98	72	78	69	59	94	88			
	転出等	339	116	107	97	110	87	64	92	83	76	156	589	1,916	25	1,916
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	1	△ 38	△ 9	5	△ 33	11	12	△ 71	△ 235	△ 323	12	△ 323
	出生	20	19	16	11	18	21	15	7	12	24	11	20	194	△ 47	194
	死亡	77	88	66	63	70	69	73	66	87	83	76	78	896	△ 59	896
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	△ 52	△ 52	△ 48	△ 58	△ 59	△ 75	△ 59	△ 65	△ 58	△ 702	12	△ 702
	①+②	29	△ 92	△ 79	△ 51	△ 90	△ 57	△ 53	△ 92	△ 64	△ 47	△ 136	△ 293	△ 1,025	24	△ 1,025
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	1,556	△ 90	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	1,891	△ 142	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	△ 335	52	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	241	△ 2	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	955	65	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 714	△ 67	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 1,049	△ 15	△ 1,049
令和5年度	転入等	469	88	75	99	99	86	93	87	78	74	115	283	1,646	--	1,646
	転出等	380	100	88	104	111	94	81	86	117	115	152	605	2,033	--	2,033
	①社会増減	89	△ 12	△ 13	△ 5	△ 12	△ 8	12	1	△ 39	△ 41	△ 37	△ 322	△ 387	--	△ 387
	出生	23	31	15	31	19	14	19	19	12	21	16	23	243	--	243
	死亡	65	79	62	58	76	55	79	85	90	82	79	80	890	--	890
	②自然増減	△ 42	△ 48	△ 47	△ 27	△ 57	△ 41	△ 60	△ 66	△ 78	△ 61	△ 63	△ 57	△ 647	--	△ 647
	①+②	47	△ 60	△ 60	△ 32	△ 69	△ 49	△ 48	△ 65	△ 117	△ 102	△ 100	△ 379	△ 1,034	--	△ 1,034

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(4月末現在)

令和8年6月29日
 文教厚生委員会資料
 市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
4月末	22,303	23,929	46,232	318	433	751	22,621	24,362	46,983	48,077
3月末	22,302	23,967	46,269	319	435	754	22,621	24,402	47,023	-
増減	1	△ 38	△ 37	△ 1	△ 2	△ 3	0	△ 40	△ 40	△ 1,094

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	4月末	3月末	増減
日本人	24,017	23,922	95
複数国籍	120	120	0
外国人	570	574	△ 4
合計	24,707	24,616	91

前年比 24,922 - △ 215

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	4月末	3月末	増減	4月末	3月末	増減
浜田	35,089	35,085	4	18,458	18,374	84
金城	3,646	3,640	6	1,800	1,784	16
旭	2,243	2,270	△ 27	1,201	1,211	△ 10
弥栄	1,014	1,015	△ 1	606	605	1
三隅	4,991	5,013	△ 22	2,642	2,642	0

4.異動事由別増減(4月1日~30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	371		2	10	383		341	3		79	423

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 19 転出等 △245 出生 △10 死亡 1)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月まで累計	前年差	合計
		令和8年度	転入等	373												373
	転出等	344												344	5	344
	①社会増減	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	△ 57	29
	出生	10												10	△ 10	10
	死亡	79												79	2	79
	②自然増減	△ 69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 69	△ 12	△ 69
	①+②	△ 40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 40	△ 69	△ 40
令和7年度	転入等	425	93	78	98	72	78	69	59	94	88	85	354	425	△ 13	1,593
	転出等	339	116	107	97	110	87	64	92	83	76	156	589	339	△ 3	1,916
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	1	△ 38	△ 9	5	△ 33	11	12	△ 71	△ 235	86	△ 10	△ 323
	出生	20	19	16	11	18	21	15	7	12	24	11	20	20	△ 2	194
	死亡	77	88	66	63	70	69	73	66	87	83	76	78	77	1	896
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	△ 52	△ 52	△ 48	△ 58	△ 59	△ 75	△ 59	△ 65	△ 58	△ 57	△ 3	△ 702
	①+②	29	△ 92	△ 79	△ 51	△ 90	△ 57	△ 53	△ 92	△ 64	△ 47	△ 136	△ 293	29	△ 13	△ 1,025
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	438	--	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	342	--	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	96	--	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	22	--	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	76	--	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 54	--	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	42	--	△ 1,049

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

日常生活自立支援事業について

この事業は、認知症高齢者や知的・精神障がい者などの判断能力が十分でない方々の権利を擁護することを目的として、それらの方々ができるかぎり地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、援助を行う事業です。

この事業の実施主体は、社会福祉法人島根県社会福祉協議会であり、県内各市町村の社会福祉協議会へ委託しており、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会においても実施されています。

1 サービス内容

(1) 福祉サービス利用援助（基本サービス）

- ・福祉サービスの利用、又は利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ・日常生活に必要な事務手続き等（郵便物の管理、安否確認、見守りなど）

(2) 日常的金銭管理サービス（追加サービス）

- ・年金や福祉手当などの受け取りに必要な手続き
- ・福祉サービスの利用料金、医療費、税金等の公共料金、家賃などの支払い手続き
- ・生活費の定期的なお渡し
- ・上記に伴う預貯金の預け入れや払い戻し、解約の手続き

(3) 書類等の預かりサービス（追加サービス）

- ・預金通帳や印鑑などの大切な書類等を預かり保管

2 社会福祉法人浜田市社会福祉協議会における実施状況の推移

年度	福祉サービス 利用援助	日常的金銭管理 サービス	書類等の預かり サービス	成年後見制度 への移行
令和3	68人	68人	68人	6人
令和4	67人	67人	67人	2人
令和5	66人	66人	66人	2人
令和6	71人	71人	71人	1人
令和7	74人	74人	74人	2人
令和8	73人	73人	73人	0人

※令和3～7年度は年度末時点、令和8年度は5月末時点の人数

保育所(園)の公費負担について

1 年齢区分ごとの一人当たりの入所に係る平均経費(公費分)

○算出方法

各年度 10 月における年齢区分ごとの施設型給付費(委託費)の総額をそれぞれの入所人数で除して算出(平均値)。

※保護者負担分(保育料)は除く。※千円未満切り上げ

(単位:千円)

【月額】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	200	205	207	214	241
1・2歳児	123	124	129	137	154
3歳児	82	83	89	94	101
4・5歳児	68	70	74	83	86

(単位:千円)

【年額】	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	2,395	2,451	2,477	2,562	2,887
1・2歳児	1,468	1,478	1,545	1,634	1,838
3歳児	981	988	1,063	1,127	1,205
4・5歳児	811	840	888	991	1,030

※端数処理の関係で、【月額】×12月の値とは一致しません。

2 国、県、市の負担割合

国:概ね 1/2、県:概ね 1/4、市:概ね 1/4

3 市全体の総事業費、財源内訳

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度※1
私立保育所保育事業 (認定こども園保育園部を含む)	2,125,634	2,135,923	2,234,718	2,184,908	2,300,996
私立幼稚園保育事業 (認定こども園幼稚園部を含む)	183,859	211,836	207,931	225,728	229,483
合計	2,309,493	2,347,759	2,442,649	2,410,636	2,530,479
国費	1,116,277	1,135,630	1,212,673	1,202,122	1,261,587
県費	495,659	507,547	516,689	510,105	538,671
市費※2	639,648	648,370	657,871	647,032	680,182
保育料※3	57,909	56,212	55,416	51,377	50,039

※1 令和8年度は予算額を記載。

※2 保育料の市単独軽減及び第3子以降保育料無償化のための負担を含む。

※3 0~2歳の保育所(園)利用者分。

婚姻件数・出生数・パスポート申請者数の推移

1 婚姻届出数の推移

	婚姻届出件数	年度末人口	婚姻率
令和3年度	156	51,057	3.1
令和4年度	130	50,129	2.6
令和5年度	123	49,096	2.5
令和6年度	121	48,048	2.5
令和7年度	129	47,023	2.7

※浜田市に婚姻届出のあった件数

※戸籍届書は住所地の抽出ができないため、地域別の算出は不可能

※婚姻率の単位はパーミル(‰)。人口1000人あたりの結婚組数を表す。(正式な統計情報ではなく参考値として提供)

2 出生数の推移

	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計	前年比
令和3年度	240	18	17	3	24	302	-
令和4年度	236	17	10	0	20	283	△19
令和5年度	203	9	11	2	18	243	△40
令和6年度	195	18	15	1	12	241	△2
令和7年度	164	13	6	2	9	194	△47

3-1 パスポートの申請者数の推移

	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計	前年比
平成16年	718	68	18	33	95	932	-
平成17年	739	54	37	26	89	945	13
令和3年度	50						-
令和4年度	219						169
令和5年度	632						413
令和6年度	586						△46
令和7年度	585						△1

※オンライン申請分を含んだ数値のため島根県パスポートセンターによる

※平成16、17年は暦年、令和3年度以降は年度

※令和3年度以降は交付件数

※市町村合併後の地域別の件数は算出不可能

3-2 パスポート交付件数の県内八市の状況

	浜田	松江	出雲	益田	大田	安来	江津	雲南
令和7年度	585	3,409	2,547	406	327	390	186	296

※オンライン申請分を含んだ数値のため島根県パスポートセンターによる

所得等の推移について

1) 種類別所得金額の推移について

(単位：千円)

所得種類	平成18年度 (平成17年分)	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	令和8年度 (7年分)	R8 - H18 (合併時比較)	R8 - R7 (前年比)
① 給与所得	58,358,058	58,022,050	58,270,722	58,800,608	59,566,339	60,119,338	17.6億円	5.5億円
所得者数	25,750人	23,397人	23,225人	22,851人	22,598人	21,911人	▲3,839人	▲687人
1人当り所得	2,266千円	2,480千円	2,509千円	2,573千円	2,636千円	2,744千円	477千円	108千円
② 年金所得	7,878,259	7,545,142	7,449,641	7,577,092	7,964,105	8,378,066	5.0億円	4.1億円
所得者数	8,859人	10,946人	10,955人	11,007人	11,323人	11,532人	2,673人	209人
1人当り所得	889千円	689千円	680千円	688千円	703千円	727千円	▲163千円	23千円
③ 営業所得	4,477,612	2,890,100	2,763,587	2,638,194	2,532,515	2,576,189	▲19.0億円	0.4億円
所得者数	2,836人	1,854人	1,801人	1,766人	1,704人	1,644人	▲1,192人	▲60人
1人当り所得	1,579千円	1,559千円	1,534千円	1,494千円	1,486千円	1,567千円	▲12千円	81千円
④ 農業所得	46,939	▲268,625	▲234,294	▲228,663	▲68,047	283,793	2.4億円	3.5億円
所得者数	2,855人	1,415人	1,315人	1,250人	1,198人	1,106人	▲1,749人	▲92人
1人当り所得	16千円	▲190千円	▲178千円	▲183千円	▲57千円	257千円	240千円	313千円
⑤ 不動産所得	1,662,188	1,475,582	1,392,748	1,324,214	1,305,504	1,244,869	▲4.2億円	▲0.6億円
所得者数	1,887人	1,491人	1,466人	1,438人	1,408人	1,358人	▲529人	▲50人
1人当り所得	881千円	990千円	950千円	921千円	927千円	917千円	36千円	▲11千円
⑥ 総合譲渡所得 一時所得	342,012	138,637	112,885	123,057	131,456	330,857	▲0.1億円	2.0億円
所得者数	616人	195人	156人	150人	142人	167人	▲449人	25人
1人当り所得	555千円	711千円	724千円	820千円	926千円	1,981千円	1,426千円	1,055千円

※ 総合譲渡所得とは、機械などの譲渡から生ずる所得。一時所得とは、生命保険の一時金、賞金などの所得

合計所得金額	74,972,699	72,605,205	71,450,509	72,242,129	73,491,207	75,499,458	5.3億円	20.1億円
所得者数	36,296人	33,300人	33,017人	32,635人	32,542人	32,066人	▲4,230人	▲476人
1人当り所得	2,066千円	2,180千円	2,164千円	2,214千円	2,258千円	2,355千円	289千円	96千円

※ 合計所得金額とは、①～⑥の所得に土地・建物の譲渡所得(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得などを加えた金額

総所得金額等	74,880,101	72,497,144	71,357,988	72,131,089	73,393,974	75,391,844	5.1億円	20.0億円
所得者数	36,267人	33,277人	32,981人	32,608人	32,510人	32,037人	▲4,230人	▲473人
1人当り所得	2,065千円	2,179千円	2,164千円	2,212千円	2,258千円	2,353千円	289千円	96千円

※ 総所得金額等とは、合計所得金額から純損失及び雑損失の繰越控除を行った金額

2) 給与収入及び公的年金収入の推移について

(単位：千円)

所得種類	平成18年度 (平成17年分)	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	令和8年度 (7年分)	R8 - H18 (合併時比較)	R8 - R7 (前年比)
給与収入	88,474,125	83,586,642	83,873,376	84,352,341	85,239,805	86,364,394	▲21.1億円	11.2億円
収入者数	30,711人	26,904人	26,743人	26,400人	26,015人	25,569人	▲5,142人	▲446人
1人当り収入	2,881千円	3,107千円	3,136千円	3,195千円	3,277千円	3,378千円	497千円	101千円
年金収入	25,411,260	25,990,375	25,712,060	25,733,392	26,121,617	26,401,858	9.9億円	2.8億円
収入者数	20,485人	20,542人	20,045人	19,744人	19,365人	18,852人	▲1,633人	▲513人
1人当り収入	1,240千円	1,265千円	1,283千円	1,303千円	1,349千円	1,400千円	160千円	52千円

3) 個人住民税納税義務者数の推移について

	平成18年度 (平成17年分)	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	令和8年度 (7年分)	R8 - H18 (合併時比較)	R8 - R7 (前年比)
納税義務者数	29,567人	26,193人	26,000人	25,825人	26,028人	25,584人	▲3,983人	▲444人

4) 種類別所得金額の推移について（地区別）

（単位：千円）

所得種類	地区	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	令和8年度 (7年分)	R8 - R7 (前年比)
① 給 与 所 得	浜田	45,250,908	45,542,298	46,141,228	46,825,470	47,306,779	4.8億円
	所得者数	17,758人	17,653人	17,489人	17,321人	16,805人	▲516人
	1人当たり所得	2,548千円	2,580千円	2,638千円	2,703千円	2,815千円	112千円
	金城	3,812,901	3,832,561	3,935,820	3,984,894	4,044,994	0.6億円
	所得者数	1,734人	1,719人	1,676人	1,664人	1,625人	▲39人
	1人当たり所得	2,199千円	2,230千円	2,348千円	2,395千円	2,489千円	94千円
	旭	2,616,789	2,638,531	2,622,259	2,603,894	2,684,925	0.8億円
	所得者数	1,114人	1,098人	1,064人	1,022人	996人	▲26人
	1人当たり所得	2,349千円	2,403千円	2,465千円	2,548千円	2,696千円	148千円
	弥栄	955,281	951,171	936,763	920,270	907,376	▲0.1億円
	所得者数	470人	469人	456人	439人	418人	▲21人
	1人当たり所得	2,033千円	2,028千円	2,054千円	2,096千円	2,171千円	74千円
	三隅	5,386,171	5,306,161	5,164,538	5,231,811	5,175,264	▲0.6億円
	所得者数	2,321人	2,286人	2,166人	2,152人	2,067人	▲85人
	1人当たり所得	2,321千円	2,321千円	2,384千円	2,431千円	2,504千円	73千円
合計	58,022,050	58,270,722	58,800,608	59,566,339	60,119,338	5.5億円	
所得者数	23,397人	23,225人	22,851人	22,598人	21,911人	▲687人	
1人当たり所得	2,480千円	2,509千円	2,573千円	2,636千円	2,744千円	108千円	
② 年 金 所 得	浜田	5,523,262	5,424,671	5,486,145	5,725,518	5,989,084	2.6億円
	所得者数	7,542人	7,542人	7,547人	7,765人	7,876人	111人
	1人当たり所得	732千円	719千円	727千円	737千円	760千円	23千円
	金城	565,630	574,631	596,923	646,210	693,647	0.5億円
	所得者数	998人	1,004人	1,018人	1,055人	1,074人	19人
	1人当たり所得	567千円	572千円	586千円	613千円	646千円	33千円
	旭	341,409	344,862	356,802	385,246	410,196	0.2億円
	所得者数	610人	612人	622人	640人	659人	19人
	1人当たり所得	560千円	564千円	574千円	602千円	622千円	21千円
	弥栄	168,677	163,984	171,128	184,934	206,321	0.2億円
	所得者数	322人	320人	333人	337人	359人	22人
	1人当たり所得	524千円	512千円	514千円	549千円	575千円	26千円
	三隅	946,164	941,493	966,094	1,022,197	1,078,818	0.6億円
	所得者数	1,474人	1,477人	1,487人	1,526人	1,564人	38人
	1人当たり所得	642千円	637千円	650千円	670千円	690千円	20千円
合計	7,545,142	7,449,641	7,577,092	7,964,105	8,378,066	4.1億円	
所得者数	10,946人	10,955人	11,007人	11,323人	11,532人	209人	
1人当たり所得	689千円	680千円	688千円	703千円	727千円	23千円	

(単位：千円)

所得種類	地 区	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	令和8年度 (7年分)	R8 - R7 (前年比)
③ 営 業 所 得	浜 田	2, 160, 925	2, 081, 342	2, 037, 501	1, 968, 655	1, 972, 969	0. 0億円
	所得者数	1, 347人	1, 304人	1, 279人	1, 250人	1, 213人	▲37人
	1人当たり所得	1, 604千円	1, 596千円	1, 593千円	1, 575千円	1, 627千円	52千円
	金 城	212, 664	210, 003	193, 976	189, 075	193, 373	0. 0億円
	所得者数	151人	139人	133人	136人	132人	▲4人
	1人当たり所得	1, 408千円	1, 511千円	1, 458千円	1, 390千円	1, 465千円	75千円
	旭	163, 307	148, 310	116, 774	126, 657	128, 158	0. 0億円
	所得者数	100人	102人	100人	93人	86人	▲7人
	1人当たり所得	1, 633千円	1, 454千円	1, 168千円	1, 362千円	1, 490千円	128千円
	弥 栄	34, 987	39, 607	24, 573	36, 613	35, 300	▲0. 0億円
	所得者数	35人	39人	41人	41人	36人	▲5人
	1人当たり所得	1, 000千円	1, 016千円	599千円	893千円	981千円	88千円
	三 隅	318, 217	284, 325	265, 370	211, 515	246, 389	0. 3億円
	所得者数	221人	217人	213人	184人	177人	▲7人
	1人当たり所得	1, 440千円	1, 310千円	1, 246千円	1, 150千円	1, 392千円	242千円
	合 計	2, 890, 100	2, 763, 587	2, 638, 194	2, 532, 515	2, 576, 189	0. 4億円
	所得者数	1, 854人	1, 801人	1, 766人	1, 704人	1, 644人	▲60人
	1人当たり所得	1, 559千円	1, 534千円	1, 494千円	1, 486千円	1, 567千円	81千円
④ 農 業 所 得	浜 田	▲73, 019	▲64, 970	▲59, 808	▲38, 066	31, 164	0. 7億円
	所得者数	384人	357人	339人	327人	306人	▲21人
	1人当たり所得	▲190千円	▲182千円	▲176千円	▲116千円	102千円	218千円
	金 城	▲97, 234	▲85, 846	▲94, 313	▲25, 465	103, 132	1. 3億円
	所得者数	395人	366人	352人	336人	317人	▲19人
	1人当たり所得	▲246千円	▲235千円	▲268千円	▲76千円	325千円	401千円
	旭	▲62, 112	▲45, 423	▲41, 009	▲8, 467	64, 564	0. 7億円
	所得者数	292人	264人	248人	238人	227人	▲11人
	1人当たり所得	▲213千円	▲172千円	▲165千円	▲36千円	284千円	320千円
	弥 栄	4, 943	4, 999	▲6, 054	14, 602	57, 248	0. 4億円
	所得者数	133人	126人	127人	126人	111人	▲15人
	1人当たり所得	37千円	40千円	▲48千円	116千円	516千円	400千円
	三 隅	▲41, 203	▲43, 054	▲27, 479	▲10, 651	27, 685	0. 4億円
	所得者数	211人	202人	184人	171人	145人	▲26人
	1人当たり所得	▲195千円	▲213千円	▲149千円	▲62千円	191千円	253千円
	合 計	▲268, 625	▲234, 294	▲228, 663	▲68, 047	283, 793	3. 5億円
	所得者数	1, 415人	1, 315人	1, 250人	1, 198人	1, 106人	▲92人
	1人当たり所得	▲190千円	▲178千円	▲183千円	▲57千円	257千円	313千円

(単位：千円)

所得種類	地 区	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	令和8年度 (7年分)	R8 - R7 (前年比)
⑤ 不 動 産 所 得	浜 田	1, 268, 427	1, 213, 818	1, 165, 916	1, 144, 826	1, 096, 865	▲0.5億円
	所得者数	1, 235人	1, 217人	1, 200人	1, 163人	1, 128人	▲35人
	1人当たり所得	1, 027千円	997千円	972千円	984千円	972千円	▲12千円
	金 城	50, 838	51, 013	53, 600	51, 945	48, 900	▲0.0億円
	所得者数	71人	75人	75人	75人	69人	▲6人
	1人当たり所得	716千円	680千円	715千円	693千円	709千円	16千円
	旭	29, 289	30, 888	27, 505	27, 282	22, 092	▲0.1億円
	所得者数	43人	40人	40人	46人	44人	▲2人
	1人当たり所得	681千円	772千円	688千円	593千円	502千円	▲91千円
	弥 栄	11, 395	9, 963	1, 903	2, 479	4, 175	0.0億円
	所得者数	14人	18人	14人	15人	14人	▲1人
	1人当たり所得	814千円	554千円	136千円	165千円	298千円	133千円
	三 隅	115, 633	87, 066	75, 290	78, 972	72, 837	▲0.1億円
	所得者数	128人	116人	109人	109人	103人	▲6人
	1人当たり所得	903千円	751千円	691千円	725千円	707千円	▲17千円
	合 計	1, 475, 582	1, 392, 748	1, 324, 214	1, 305, 504	1, 244, 869	▲0.6億円
	所得者数	1, 491人	1, 466人	1, 438人	1, 408人	1, 358人	▲50人
	1人当たり所得	990千円	950千円	921千円	927千円	917千円	▲11千円
⑥ 総 合 譲 渡 ・ 一 時 所 得	浜 田	112, 916	71, 089	93, 825	105, 476	277, 041	1.7億円
	所得者数	156人	108人	115人	110人	122人	12人
	1人当たり所得	724千円	658千円	816千円	959千円	2, 271千円	1, 312千円
	金 城	5, 437	4, 315	7, 132	6, 864	12, 581	0.1億円
	所得者数	14人	19人	11人	8人	12人	4人
	1人当たり所得	388千円	227千円	648千円	858千円	1, 048千円	190千円
	旭	10, 792	10, 032	8, 956	4, 227	6, 654	0.0億円
	所得者数	10人	6人	6人	5人	14人	9人
	1人当たり所得	1, 079千円	1, 672千円	1, 493千円	845千円	475千円	▲370千円
	弥 栄	333	798	443	2, 044	8, 627	0.1億円
	所得者数	1人	5人	3人	2人	5人	3人
	1人当たり所得	333千円	160千円	148千円	1, 022千円	1, 725千円	703千円
	三 隅	9, 159	26, 651	12, 701	12, 845	25, 954	0.1億円
	所得者数	14人	18人	15人	17人	14人	▲3人
	1人当たり所得	654千円	1, 481千円	847千円	756千円	1, 854千円	1, 098千円
	合 計	138, 637	112, 885	123, 057	131, 456	330, 857	2.0億円
	所得者数	195人	156人	150人	142人	167人	25人
	1人当たり所得	711千円	724千円	820千円	926千円	1, 981千円	1, 055千円

(単位：千円)

所得種類	地 区	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	令和8年度 (7年分)	R8 - R7 (前年比)
合計所得金額	浜 田	56,193,380	55,438,969	56,403,851	57,359,256	58,723,651	13.6億円
	所得者数	24,676人	24,476人	24,278人	24,234人	23,821人	▲413人
	1人当たり所得	2,277千円	2,265千円	2,323千円	2,367千円	2,465千円	98千円
	金 城	4,769,835	4,740,887	4,832,317	4,977,175	5,262,191	2.9億円
	所得者数	2,586人	2,581人	2,534人	2,529人	2,518人	▲11人
	1人当たり所得	1,844千円	1,837千円	1,907千円	1,968千円	2,090千円	122千円
	旭	3,241,302	3,201,679	3,208,449	3,214,695	3,412,633	2.0億円
	所得者数	1,638人	1,627人	1,588人	1,574人	1,565人	▲9人
	1人当たり所得	1,979千円	1,968千円	2,020千円	2,042千円	2,181千円	138千円
	弥 栄	1,423,600	1,222,619	1,191,467	1,199,159	1,291,921	0.9億円
	所得者数	763人	759人	752人	735人	736人	1人
	1人当たり所得	1,866千円	1,611千円	1,584千円	1,632千円	1,755千円	124千円
	三 隅	6,977,088	6,846,355	6,606,045	6,740,922	6,809,062	0.7億円
	所得者数	3,637人	3,574人	3,483人	3,470人	3,426人	▲44人
1人当たり所得	1,918千円	1,916千円	1,897千円	1,943千円	1,987千円	45千円	
合 計	72,605,205	71,450,509	72,242,129	73,491,207	75,499,458	20.1億円	
所得者数	33,300人	33,017人	32,635人	32,542人	32,066人	▲476人	
1人当たり所得	2,180千円	2,164千円	2,214千円	2,258千円	2,355千円	96千円	
総所得金額等	浜 田	56,107,425	55,368,379	56,312,071	57,282,951	58,646,678	13.6億円
	所得者数	24,664人	24,456人	24,262人	24,215人	23,804人	▲411人
	1人当たり所得	2,275千円	2,264千円	2,321千円	2,366千円	2,464千円	98千円
	金 城	4,764,306	4,729,547	4,821,434	4,972,839	5,255,989	2.8億円
	所得者数	2,584人	2,574人	2,529人	2,525人	2,517人	▲8人
	1人当たり所得	1,844千円	1,837千円	1,906千円	1,969千円	2,088千円	119千円
	旭	3,232,070	3,193,574	3,207,634	3,212,371	3,409,879	2.0億円
	所得者数	1,631人	1,623人	1,587人	1,571人	1,561人	▲10人
	1人当たり所得	1,982千円	1,968千円	2,021千円	2,045千円	2,184千円	140千円
	弥 栄	1,422,854	1,221,229	1,189,428	1,194,691	1,281,804	0.9億円
	所得者数	763人	757人	751人	734人	733人	▲1人
	1人当たり所得	1,865千円	1,613千円	1,584千円	1,628千円	1,749千円	121千円
	三 隅	6,970,489	6,845,259	6,600,522	6,731,122	6,797,494	0.7億円
	所得者数	3,635人	3,571人	3,479人	3,465人	3,422人	▲43人
1人当たり所得	1,918千円	1,917千円	1,897千円	1,943千円	1,986千円	44千円	
合 計	72,497,144	71,357,988	72,131,089	73,393,974	75,391,844	20.0億円	
所得者数	33,277人	32,981人	32,608人	32,510人	32,037人	▲473人	
1人当たり所得	2,179千円	2,164千円	2,212千円	2,258千円	2,353千円	96千円	

5) 給与収入及び公的年金収入の推移について（地区別）

（単位：千円）

所得種類	地区	令和4年度 (3年分)	令和5年度 (4年分)	令和6年度 (5年分)	令和7年度 (6年分)	令和8年度 (7年分)	R8 - R7 (前年比)
給与収入	浜田	64,809,672	65,190,465	65,853,206	66,663,147	67,576,843	9.1億円
	収入者数	20,075人	20,050人	19,865人	19,591人	19,290人	▲301人
	1人当たり収入	3,228千円	3,251千円	3,315千円	3,403千円	3,503千円	100千円
	金城	5,623,053	5,635,899	5,738,637	5,802,854	5,924,241	1.2億円
	収入者数	2,076人	2,037人	2,003人	1,989人	1,953人	▲36人
	1人当たり収入	2,709千円	2,767千円	2,865千円	2,917千円	3,033千円	116千円
	旭	3,840,485	3,862,384	3,825,891	3,782,562	3,896,149	1.1億円
	収入者数	1,335人	1,321人	1,312人	1,261人	1,231人	▲30人
	1人当たり収入	2,877千円	2,924千円	2,916千円	3,000千円	3,165千円	165千円
	弥栄	1,438,756	1,434,750	1,411,450	1,387,019	1,382,445	▲0.0億円
	収入者数	620人	612人	609人	592人	566人	▲26人
	1人当たり収入	2,321千円	2,344千円	2,318千円	2,343千円	2,442千円	100千円
	三隅	7,874,676	7,749,878	7,523,157	7,604,223	7,584,716	▲0.2億円
	収入者数	2,798人	2,723人	2,611人	2,582人	2,529人	▲53人
	1人当たり収入	2,814千円	2,846千円	2,881千円	2,945千円	2,999千円	54千円
	合計	83,586,642	83,873,376	84,352,341	85,239,805	86,364,394	11.2億円
	収入者数	26,904人	26,743人	26,400人	26,015人	25,569人	▲446人
	1人当たり収入	3,107千円	3,136千円	3,195千円	3,277千円	3,378千円	101千円
年金収入	浜田	18,259,882	18,047,203	18,037,996	18,288,294	18,487,692	2.0億円
	収入者数	14,298人	13,986人	13,784人	13,536人	13,203人	▲333人
	1人当たり収入	1,277千円	1,290千円	1,309千円	1,351千円	1,400千円	49千円
	金城	2,208,426	2,229,753	2,243,003	2,298,033	2,321,878	0.2億円
	収入者数	1,801人	1,778人	1,751人	1,717人	1,664人	▲53人
	1人当たり収入	1,226千円	1,254千円	1,281千円	1,338千円	1,395千円	57千円
	旭	1,416,159	1,391,507	1,393,071	1,421,646	1,426,804	0.1億円
	収入者数	1,176人	1,130人	1,102人	1,072人	1,041人	▲31人
	1人当たり収入	1,204千円	1,231千円	1,264千円	1,326千円	1,371千円	44千円
	弥栄	729,966	709,231	719,010	729,826	746,078	0.2億円
	収入者数	616人	587人	586人	576人	557人	▲19人
	1人当たり収入	1,185千円	1,208千円	1,227千円	1,267千円	1,339千円	72千円
	三隅	3,375,942	3,334,366	3,340,312	3,383,818	3,419,406	0.4億円
	収入者数	2,651人	2,564人	2,521人	2,464人	2,387人	▲77人
	1人当たり収入	1,273千円	1,300千円	1,325千円	1,373千円	1,433千円	59千円
	合計	25,990,375	25,712,060	25,733,392	26,121,617	26,401,858	2.8億円
	収入者数	20,542人	20,045人	19,744人	19,365人	18,852人	▲513人
	1人当たり収入	1,265千円	1,283千円	1,303千円	1,349千円	1,400千円	52千円

新築住宅（持家、借家）建築件数の推移について（合併時及び直近5年間）

建築年	区分	構造	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計	H17比較
令和7年	持家	木造	59件	2件	1件	0件	2件	64件	▲49件
		非木造	0件	0件	0件	0件	0件	0件	▲16件
		計	59件	2件	1件	0件	2件	64件	▲65件
	借家	木造	14件	0件	0件	0件	0件	14件	9件
		非木造	1件	0件	0件	0件	0件	1件	▲5件
		計	15件	0件	0件	0件	0件	15件	4件
	合計	木造	73件	2件	1件	0件	2件	78件	▲40件
		非木造	1件	0件	0件	0件	0件	1件	▲21件
		計	74件	2件	1件	0件	2件	79件	▲61件
令和6年	持家	木造	67件	6件	0件	0件	8件	81件	▲32件
		非木造	3件	0件	0件	0件	0件	3件	▲13件
		計	70件	6件	0件	0件	8件	84件	▲45件
	借家	木造	4件	0件	0件	0件	0件	4件	▲1件
		非木造	0件	0件	0件	0件	0件	0件	▲6件
		計	4件	0件	0件	0件	0件	4件	▲7件
	合計	木造	71件	6件	0件	0件	8件	85件	▲33件
		非木造	3件	0件	0件	0件	0件	3件	▲19件
		計	74件	6件	0件	0件	8件	88件	▲52件
令和5年	持家	木造	82件	8件	4件	0件	5件	99件	▲14件
		非木造	0件	1件	0件	0件	2件	3件	▲13件
		計	82件	9件	4件	0件	7件	102件	▲27件
	借家	木造	6件	1件	0件	0件	0件	7件	2件
		非木造	1件	0件	0件	0件	0件	1件	▲5件
		計	7件	1件	0件	0件	0件	8件	▲3件
	合計	木造	88件	9件	4件	0件	5件	106件	▲12件
		非木造	1件	1件	0件	0件	2件	4件	▲18件
		計	89件	10件	4件	0件	7件	110件	▲30件
令和4年	持家	木造	90件	7件	0件	1件	5件	103件	▲10件
		非木造	2件	0件	0件	0件	0件	2件	▲14件
		計	92件	7件	0件	1件	5件	105件	▲24件
	借家	木造	13件	0件	0件	0件	0件	13件	8件
		非木造	3件	0件	0件	0件	0件	3件	▲3件
		計	16件	0件	0件	0件	0件	16件	5件
	合計	木造	103件	7件	0件	1件	5件	116件	▲2件
		非木造	5件	0件	0件	0件	0件	5件	▲17件
		計	108件	7件	0件	1件	5件	121件	▲19件
令和3年	持家	木造	86件	7件	3件	0件	12件	108件	▲5件
		非木造	0件	0件	0件	0件	0件	0件	▲16件
		計	86件	7件	3件	0件	12件	108件	▲21件
	借家	木造	9件	0件	0件	0件	0件	9件	4件
		非木造	4件	0件	0件	0件	1件	5件	▲1件
		計	13件	0件	0件	0件	1件	14件	3件
	合計	木造	95件	7件	3件	0件	12件	117件	▲1件
		非木造	4件	0件	0件	0件	1件	5件	▲17件
		計	99件	7件	3件	0件	13件	122件	▲18件
平成（合併時） 7年	持家	木造	79件	18件	5件	3件	8件	113件	
		非木造	13件	2件	0件	1件	0件	16件	
		計	92件	20件	5件	4件	8件	129件	
	借家	木造	5件	0件	0件	0件	0件	5件	
		非木造	3件	0件	0件	0件	3件	6件	
		計	8件	0件	0件	0件	3件	11件	
	合計	木造	84件	18件	5件	3件	8件	118件	
		非木造	16件	2件	0件	1件	3件	22件	
		計	100件	20件	5件	4件	11件	140件	

令和8年6月29日
文教厚生委員会 資料
教育委員会教育総務課

各給食センター及び各校で学校給食に常用している塩について

使用場所	使用製品名及び原材料	製造販売者	製造方法
浜田学校給食センター	食塩 (原材料：日本の海水)	(公財)塩事業センター	イオン膜・立釜・乾燥
金城学校給食センター	食塩 (原材料：日本の海水)	(公財)塩事業センター	イオン膜・立釜・乾燥
旭学校給食センター	食塩 (原材料：日本の海水)	(公財)塩事業センター	イオン膜・立釜・乾燥
弥栄学校給食センター	伯方の塩 (原材料：メキシコまたはオーストラリアの天日塩93%、日本の海水7%)	伯方塩業株式会社	溶解・立釜
三隅小学校 岡見小学校 三隅中学校	伯方の塩 (原材料：メキシコまたはオーストラリアの天日塩93%、日本の海水7%)	伯方塩業株式会社	溶解・立釜

※ 参考	精製塩 (原材料：メキシコの天日塩、炭酸マグネシウム)	(公財)塩事業センター	溶解、立釜、乾燥、混合
------	--------------------------------	-------------	-------------

サン・ビレッジ浜田アイススケート場について

(1) スポーツ審議会及び教育委員会において、サン・ビレッジ浜田アイススケート場に関することについて議論した内容

No.	期日・期間	会議名	内容
1	平成 28 年 3 月 14 日	教育委員会定例会	浜田市スポーツ推進審議会への諮問について ・スポーツ施設の適正な配置及び整備について
2	平成 28 年 3 月 23 日	スポーツ推進審議会	スポーツ施設の適正な配置及び整備について
3	平成 28 年 12 月 12 日	スポーツ推進審議会	スポーツ施設の適正な配置及び整備について
4	平成 29 年 1 月 16 日	スポーツ推進審議会	スポーツ施設の適正な配置及び整備について
5	平成 29 年 3 月 23 日	スポーツ推進審議会	スポーツ施設の適正な配置及び整備について
6	平成 29 年 4 月 25 日	スポーツ推進審議会	スポーツ施設の適正な配置及び整備について
7	平成 29 年 5 月 24 日	スポーツ推進審議会	教育委員会へ答申「他の施設への用途変更を検討することが望ましい。」
8	平成 31 年 2 月 27 日	教育委員会臨時会	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)について(答申を反映)
9	平成 31 年 3 月 25 日	スポーツ推進審議会	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)の検討経過報告(答申を反映)
10	令和元年 10 月 24 日	教育委員会臨時会	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)について
11	令和元年 10 月 24 日	スポーツ推進審議会	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)について
12	令和元年 12 月 9 日 ～令和 2 年 1 月 10 日	-	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)のパブリックコメント募集 ・意見等を踏まえて、計画(案)に以下を追加 「指定管理者、利用団体等の組織が、利用者増加に向けた取組を行い、令和

			2年度及び令和3年度の2か年の利用実績において、急激に利用者数が増え、令和4年度以降においても増えた利用者数が、継続的に見込まれる場合は、令和4年度において用途変更としている計画について、見直しの検討を行う」
13	令和2年2月21日	教育委員会定例会	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画策定について
14	令和2年2月25日	スポーツ推進審議会 (文書送付)	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画策定について
15	令和3年1月28日	教育委員会臨時会	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画におけるアイススケート場の検証期間見直しについて
16	令和3年3月22日	スポーツ推進審議会 (文書送付)	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画におけるアイススケート場の検証期間見直しについて
17	令和3年3月22日	-	新型コロナウイルス感染症の影響から検証期間を以下のとおり変更 「 <u>検証開始期間を1年遅らせ、令和3年度及び令和4年度の2か年とする。</u> 」
18	令和5年3月7日	スポーツ推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数の減少が続き、令和5年度においても施設の方針を判断するための適正な数値が得られない。 ・競技団体やかつて施設を利用していた元オリンピック選手からの意見もいただいている。 上記を踏まえて、整備方針を以下のとおり変更 「 <u>令和5年度において、判断材料を整えて方針を決定する。</u> 」
19	令和5年7月	-	製氷機の故障により令和5年シーズンの休止決定

20	令和5年7月31日 ～令和5年11月30日 (委託期間)	-	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務実施 【報告書考察まとめ】 「サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい。ただし、屋内人工芝施設と体育館施設の評価はほぼ同評価である。また、事業化においては、民間活力がより発揮しやすい機能を選定することが肝要である。」
21	令和5年12月22日	教育委員会協議会	報告書及び方針案の説明 方針案に基づき事業を進めることを同意
22	令和6年1月24日	スポーツ推進審議会	報告書及び方針案の説明
23	令和6年7月8日	-	市 方針決定
24	令和6年7月24日	教育委員会定例会	方針決定の報告
25	令和7年11月18日	教育委員会臨時会	令和5年12月22日の教育委員会協議会での同意事項を再確認

(2)「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務」報告書の検査について

① 契約期間 令和5年7月31日から令和5年11月30日

② 委託業務完了報告書 委託業務完了後10日以内に提出

No.	期 日	内 容
1	令和5年12月6日	・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社から調査報告書データの提出 ・誤字脱字等について確認、修正を依頼
2	令和5年12月8日	・修正後の内容について検査を実施し、市から了承の旨を三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に連絡
3	令和5年12月15日	・成果品の納品（紙媒体・CD-R） ・令和5年12月8日に検査したデータと同様のものが納品されたことを確認

(3) サン・ビレッジ浜田アイススケート場における用途変更後の利用者数の推計について

利用区分	用途	回数	利用者数/回	利用者数計	
全面利 用	一般	大会	50	100	5,000
	一般	サークル・クラブ活動	150	40	6,000
	中学生以下	大会	50	100	5,000
	中学生以下	部活動	50	40	2,000
	中学生以下	学校利用	100	40	4,000
	-	スポーツ教室 (クラブチーム)	200	40	8,000
	-	スポーツ教室(一般)	50	40	2,000
	-	スポーツ以外のイベン ト：全日(非営利)	4	100	400
	-	スポーツ以外のイベン ト：半日(非営利)	4	100	400
	-	スポーツ以外のイベン ト：全日(営利)	4	100	400
-	スポーツ以外のイベン ト：半日(営利)	4	100	400	
半面利 用	一般	サークル・クラブ活動	100	20	2,000
	中学生以下	部活動	50	20	1,000
合計				36,600	